

金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集要項

令和8年4月
名古屋市

目次

第1章 募集の概要

- 1 募集の名称
- 2 募集の内容
- 3 事務局
- 4 金城ふ頭の開発の概要
- 5 募集の趣旨
- 6 募集のスケジュール

第2章 敷地の条件

- 1 面積等
- 2 交通
- 3 都市計画等
- 4 港湾環境整備負担金
- 5 接道
- 6 隣接地
- 7 供給処理施設
- 8 土質
- 9 土壌汚染
- 10 地中障害物
- 11 ハザードマップ
- 12 現地の確認

第3章 事業の条件

- 1 土地の一時使用契約
- 2 土地の引渡し
- 3 土地の返還
- 4 一時使用期間
- 5 一時使用料
- 6 行政財産使用料
- 7 保証金
- 8 秘密保持
- 9 権利義務の譲渡等の禁止

第4章 計画の条件

- 1 機能
- 2 駐車場
- 3 乗入施設
- 4 屋外広告物
- 5 ユニバーサルデザイン

第5章 施工の条件

- 1 周辺環境への配慮
- 2 届出
- 3 その他

第6章 運営の条件

- 1 施設の維持管理
- 2 周辺の事業者等に対する説明
- 3 本市に対する報告

第7章 応募の資格

- 1 応募の資格
- 2 応募の制限

第8章 参加申込

- 1 参加申込
 - (1) 提出書類
 - (2) 受付期間
 - (3) 提出方法
 - (4) その他
- 2 応募の資格の確認

第9章 募集要項に関する質問

- 1 質問
 - (1) 提出書類
 - (2) 受付期間
 - (3) 提出方法
- 2 質問の回答
- 3 報告書のデータファイルの提供

第10章 応募申込

- 1 応募申込
 - (1) 提出書類
 - (2) 提案書の構成
 - (3) 受付期間
 - (4) 提出方法
 - (5) その他
- 2 応募者数の公表

第11章 評価

- 1 評価委員会
- 2 評価項目及び配点
- 3 プレゼンテーション
- 4 最優秀提案者及び次点提案者の決定
- 5 結果の公表
- 6 その他

第12章 基本協定の締結及び活用事業者の決定

- 1 基本協定の締結
- 2 活用事業者の決定
- 3 次点提案者の繰上げ

第13章 土地一時使用契約の締結

- 1 土地一時使用契約の締結
- 2 設計図の提出
- 3 竣工図の提出

別紙一覧

様式一覧

第1章 募集の概要

1 募集の名称

- ・この募集の名称は、「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集」とします。

2 募集の内容

- ・本市は、本市が貸し付ける土地（以下「本件土地」といいます。）を活用してイベントなど金城ふ頭の“にぎわい”の創出に資する事業を実施する事業者（以下「活用事業者」といいます。）を募集します。本件土地の位置は、別紙1の本件土地位置図のとおりです。
- ・この募集の条件及び手続は、この「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集要項」（以下「本募集要項」といいます。）に定めるとおりです。
- ・この募集に関する情報は、名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。

名古屋市公式ウェブサイト 金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者の募集

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1009818/1009845/1046315/index.html>

3 事務局

- ・この募集の事務局及び書類の提出先は、次のとおりです。

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部名港開発振興課
担当者：富樫、山田

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号名古屋市役所西庁舎4階

電話番号：052-972-2777

電子メール：a3974@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

4 金城ふ頭の開発の概要

金城ふ頭は、名古屋市域の南端に位置する面積約190haのふ頭で、昭和36年改訂の名古屋港港湾計画において埋立が計画され、昭和38年に土地造成に着手し、昭和46年から平成2年にかけて順次竣工しました。現在、金城ふ頭は、総トン数2,000トン以上の船を係留できる25の岸壁を有し、完成自動車の輸出入の拠点として、総取扱貨物量や自動車輸出台数で日本一を誇る名古屋港の中核を担っています。

「港湾物流と観光交流の共存」は、金城ふ頭の開発の最も重要な理念です。完成自動車取扱機能の集約・拠点化を図るため、金城ふ頭の南側に新規岸壁が整備され、現在、埋立地の造成が進められています。また、名古屋港港湾計画には、金城ふ頭の東側にフェリー埠頭及び旅客船埠頭が計画されています。将来的には、この計画が実現し、金城ふ頭の土地利用が再編されて、金城ふ頭の開発の区域が水際まで拡大するものと期待しています。

本市は、平成20年に「モノづくり文化交流拠点構想」を策定し、楽しさ、遊びをきっかけとして、モノづくりのすばらしさや大切さを感じられる拠点を金城ふ頭に創出することとし、平成23年には構想の理念に合致する「リニア・鉄道館」が開館しました。

その後も、港湾物流と観光交流の共存を図りつつ、あおなみ線金城ふ頭駅や伊勢湾岸道路名港中央インターチェンジによる利便性の高い立地を活かして広域から多くの人々が訪れる拠点を形成すべく、都市基盤施設を整備して民間事業者による開発を誘導しました。

具体的には、道路の交差点を改良して物流の車両と観光の車両の動線を分離し、地区の集約駐車場として約5,000台を収容する金城ふ頭駐車場を建設して金城ふ頭内での“うろつき”車両の発生を防止し、伊勢湾岸道路名港中央インターチェンジから金城ふ頭駐車場への入庫専用道路を建設して渋滞の発生を抑制し、さらに、金城ふ頭駅及び金城ふ頭駐車場に接続する歩行者デッキを建設して回遊性を高めるとともに物流車両の走行環境と歩行者の安全を確保するなどの事業を実施しました。

その結果、平成29年に「レゴランド®・ジャパン」と「メイカーズ ピア」が開業し、平成30年に「レゴランド®・ジャパン・ホテル」と「名古屋シーライフ水族館」が開業し、令和4年には展示面積2万㎡の無柱空間を有する名古屋市国際展示場第1展示館が開館するなど、商業・アミューズメント施設を中心とした開発が進展しました。また、拡張して世界最大級となる「レゴ®ニンジャゴー・ワールド」エリアが令和9年春に誕生し、改築する名古屋市国際展示場第2展示館が令和11年に供用開始するなど、更なる開発が予定されています。引き続き、商業・アミューズメント施設に加え、例えば、文

化施設、温浴施設、健康増進施設などといった複合的な都市機能が集積することを期待しています。

金城ふ頭の来訪者数を想定する参考のために、あおなみ線金城ふ頭駅乗車人員及び金城ふ頭駐車場利用台数を次表に示します。

あおなみ線金城ふ頭駅乗車人員 (人)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
人数	815,468	916,408	1,531,933	1,395,985	1,467,008
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人数	437,114	557,414	973,840	1,358,125	1,690,007

金城ふ頭駐車場利用台数 (台)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1
台数	—	—	438,360	453,220	431,103
年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
台数	185,747	304,352	490,815	639,816	711,196

5 募集の趣旨

本件土地に立地していた結婚式場が令和4年12月に営業を終了し、その跡地の活用が課題となってきましたが、その一部に、令和8年9月19日から10月4日までの期間に開催される第20回アジア競技大会（以下「競技大会」といいます。）の金城ふ頭駅前特設コート（以下「特設コート」といいます。）を設置し、3x3バスケットボールを実施することが決定しました。

競技大会では、金城ふ頭において、スポーツライミング、スカッシュ、3x3バスケットボールの3種目が実施されます。本市及び名古屋港管理組合は、競技大会が金城ふ頭の知名度を高める絶好の機会と捉えて、これを契機として金城ふ頭に一層の“にぎわい”を創出するため、競技大会の終了後、特設コートの跡地と周辺の土地との一体的な開発を推進することとしました。いずれは、本件土地が金城ふ頭駅と水際を往来するメインストリートになると想定しています。

ただ、令和13年3月末までは、本件土地の南東側の隣接地が伊勢湾岸道路の工事に使用されるため、それまでの間、本市及び名古屋港管理組合は、本件土地を暫定的に活用することとしました。

本市は、競技大会の機運醸成のため、本件土地の一部に金城ふ頭駅前イベント広場（以下「イベント広場」といいます。）を設置し、令和6年9月から令和8年3月まで、イベント事業者に貸し付けて運用しました。その結果、別紙2のイベント広場の写真に示すとおり、スポーツや音楽のイベントが開催されたり、名古屋市国際展示場第1展示館でコンサートが開催された日にキッチンカーが並んだりしました。

本市は、競技大会の終了後もこのような“にぎわい”が継続し、将来の開発に弾みが付くことを期待し、活用事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施して優れた提案を求めます。

本市は、次の視点により提案を評価します。

- ・競技大会の開催を契機とした金城ふ頭の“にぎわい”の創出
- ・金城ふ頭の来訪促進に関する周辺の施設との相乗効果の発揮
- ・応募者の能力に関する基本的事項

本市公式ウェブサイト 競技種目・競技会場（第20回アジア競技大会）

<https://www.city.nagoya.jp/kankou/sports/1014101/1034474/1014131.html>

6 募集のスケジュール

- ・この募集のスケジュールは、次のとおりです。

項目	日程
第1回評価委員会	令和7年12月17日(水)
募集の公告	令和8年4月3日(金)
参加申込書等の受付	令和8年4月6日(月)～令和8年4月17日(金)
質問の受付	令和8年4月20日(月)～令和8年4月24日(金)
質問の回答	～令和8年5月8日(金)
参加資格確認結果の通知	～令和8年5月15日(金)
応募申込書等の受付	令和8年7月6日(月)～令和8年7月10日(金)
第2回評価委員会(プレゼンテーション、採点)	令和8年7月
最優秀提案者及び次点提案者の決定	令和8年7月頃
金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定の締結の期限	令和8年9月30日(水)
金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約の締結の期限	令和9年2月26日(金)
一時使用期間開始の期限	令和9年4月1日(火)

本件土地は、令和8年4月1日から令和8年11月30日まで、競技大会のために使用されます。

第2章 敷地の条件

この募集の公告の時点の敷地の条件は、次のとおりです。

1 面積等

- 本件土地の面積等は、次表のとおりです。

所在・地番	地目	面積	土地所有者
名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	9,210㎡	名古屋港管理組合

面積は図上求積によるものです。

- 本件土地の形状は、別紙3の本件土地現況図に示すとおりです。本件土地のうち北西側2,645㎡は、イベント広場の跡地で、アスファルト舗装の状態、周囲に排水施設が存します。また、本件土地のうち南東側6,565㎡は、特設コートの跡地で、砕石敷の状態です。

2 交通

- あおなみ線金城ふ頭駅からすぐ
- 金城ふ頭駐車場から南へ約300m

3 都市計画等

- 都市計画等の本件土地の指定等は、次表のとおりです。

項目	本件土地の指定等
区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
容積率	400%
建ぺい率	80%
防火地域又は準防火地域	防火地域
その他地域地区	臨港地区（商港区） 緑化地域
地区計画	金城ふ頭地区計画
都市再生特別措置法の地域又は区域	都市再生緊急整備地域 居住誘導区域外 都市機能誘導区域内
名古屋市臨海部防災区域建築条例の区域	臨海部防災区域第1種区域

- 床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上の事業場を新設又は増設するときは、港湾法（昭和25年法律第218号）第38条の2第1項に基づき、名古屋港管理組合に臨港地区内の行為の届出をする必要があります。詳細は、名古屋港管理組合公式ウェブサイトの「臨港地区内行為の届出」のページを確認してください。
- 臨港地区の商港区は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域です。これ以外の目的のために、建築確認申請が必要な構築物を建設するときは、名古屋港管理組合に分区内構築物用途承認申請理由書を提出し、名古屋港臨港地区内における構築物の規制に関する条例（昭和40年名古屋港管理組合条例第9号）第3条に基づく許可を受ける必要があります。この許可の申請の手続について、応募に先立ち、名古屋港管理組合公式ウェブサイトの「臨港地区内分区規制（用途規制）」のページを確認のうえ、名古屋港管理組合の担当部署に確認してください。

名古屋港管理組合公式ウェブサイト 臨港地区内行為の届出

<https://www.port-of-nagoya.jp/business/tochiriyo/kisei/1000973.html>

名古屋港管理組合公式ウェブサイト 臨港地区内分区規制（用途規制）

<https://www.port-of-nagoya.jp/business/tochiriyo/kisei/1000974/index.html>

担当部署

名古屋港管理組合港営部海務課規制係 電話052-654-7905

- ・臨海部防災区域第1種区域では、居室を有しない建築物で延べ面積が100㎡以内のものを除いては、壁や柱などの主要構造部を木造以外とすることが義務付けられています。詳細は、名古屋市公式ウェブサイトの「臨海部防災区域について」のページを確認してください。

名古屋市公式ウェブサイト 臨海部防災区域について

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoutoshikeikaku/1018015/1018021/1018031/1018049/1034591.html>

担当部署

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築担当 電話052-972-2918

4 港湾環境整備負担金

- ・本件土地を含めて、名古屋港の臨港地区内及び港湾区域内の工場又は事業場の敷地面積の合計が1万㎡以上である当該工場又は事業場に係る事業者は、名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例（昭和55年名古屋港管理組合条例第5号）に基づき、港湾環境整備負担金を名古屋港管理組合に納付する必要があります。

名古屋港管理組合公式ウェブサイト 港湾環境整備負担金

<https://www.port-of-nagoya.jp/business/tochiriyo/kisei/1001983.html>

担当部署

名古屋港管理組合港営部港営課庶務係 電話052-654-7873

5 接道

- ・本件土地の接道の状況は、次表のとおりです。

方位	名称	幅員	所有者
北東側	臨港道路金城第6号線 位置指定道路 平成16年9月15日第3号	20m	名古屋港管理組合
南西側	臨港道路金城第7号線 位置指定道路 平成16年9月15日第4号	20m	名古屋港管理組合

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定については、担当部署に確認してください。

名古屋市公式ウェブサイト 指定道路図

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoutoshikeikaku/1018015/1018021/1018476/1018477.html>

担当部署

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課道路審査担当 電話052-972-2928

6 隣接地

- ・本件土地の南東側の隣接地は、中日本高速道路株式会社が伊勢湾岸道路の工事のために使用しています。引き続き、令和13年3月末までは、同社が使用します。

7 供給処理施設

- ・本件土地の周辺に存する供給処理施設の配管及び配線の概ねの位置は、別紙4～8の配管及び配線位置図のとおりです。詳細は各供給処理施設の事業者を確認してください。
- ・本件土地の活用に必要な供給処理施設は、活用事業者の責任及び費用負担により、各供給処理施設の事業者と協議のうえ、手配してください。
- ・イベント広場の跡地に、別紙3の本件土地現況図に示すとおり、本市が所有する給水設備（止水栓、メーターボックス、立水栓）があります。活用事業者は、水道事業者と契約して、この給水設備を使用することができます。
- ・臨港道路金城第6号線及び臨港道路金城第7号線に埋設されている排水管は、名古屋港管理組合が所有するものです。本件土地の雨水を適切に排水するために、活用事業者の責任及び費用負担により、名古屋港管理組合と協議のうえ、これらの道路に埋設されているマンホールに排水管を接続するな

ど必要な工事を実施してください。

- ・本件土地は公共下水道の排水区域ではありませんので、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき尿又は雑排水を処理する必要があるときは、活用事業者の責任及び費用負担により、浄化槽を設置してください。

8 土質

- ・本市は、本件土地において、土質調査を実施していません。
- ・本市が本件土地の周辺で土質調査を実施したところ、別紙9の土質柱状図を得ました。

9 土壌汚染

- ・本市は、本件土地において、土壌汚染状況調査を実施しておらず、汚染土壌の存否は不明です。
- ・本市が本件土地の周辺で土壌汚染状況調査を実施したところ、別紙10の土壌汚染状況調査の結果の概要に示すとおり、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3条第6項第1号に定める自然に由来すると判断される土壌汚染及び同条同項第2号に定める水面埋立てに用いられた土砂に由来すると判断される土壌汚染が確認されました。
- ・これらの土地は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第14条第3項に基づき、形質変更時要届出区域に指定されました。詳細は、名古屋市公式ウェブサイトの「土壌汚染対策法に基づく区域の指定」のページを確認してください。
- ・従って、本件土地においても、同様の汚染土壌が存する可能性があります。
- ・活用事業者は、本件土地の形質を変更するときは、土壌汚染対策法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の規定に従い、自らの責任及び費用負担により、必要な調査及び届出を行い、土壌を運搬及び処分してください。

名古屋市公式ウェブサイト 土壌汚染対策法に基づく区域の指定

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1008387/1008424/1008838/1008841/1008842.html>

10 地中障害物

- ・本市は、本件土地の地中において、工作物を設置するについて支障となる質及び量の異物が存在するかどうかの調査を実施しておらず、その存否は不明です。

11 ハザードマップ

- ・洪水ハザードマップ
想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に想定される浸水区域、浸水深および浸水継続時間などをシミュレーションにより算出した本件土地の浸水深は、0mです。
- ・内水氾濫ハザードマップ
令和2年度末の各施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（156mm/h、836mm/24h）により、下水道・中小河川（洪水ハザードマップで氾濫を想定していない河川）などが氾濫した場合に想定される浸水区域、浸水深および浸水継続時間をシミュレーションにより算出した本件土地の浸水深は、0.3m未満です。
- ・高潮ハザードマップ
中心気圧は室戸台風級（910hPa）、移動速度と半径は伊勢湾台風級（速度73km/h、半径75km）の台風が、満潮時に三河湾・伊勢湾に最も大きな影響を与える経路を通過することに伴う想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に想定される浸水区域、浸水深および浸水継続時間をシミュレーションにより算出した本件土地の浸水深は、1.0m以上3.0m未満です。
- ・地震ハザードマップ
南海トラフにおいて千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の地震を想定した本件土地の震度は、一部が7、一部が6強です。また、本件土地の液状化可能性は、一部が「液状化発生の可能性が高い。」、一部が「液状化発生の可能性がある。」、一部が「液状化発生の可能性が低い。」です。
- ・津波ハザードマップ
千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を想定した本件土地の基準水位は、0mです。

- ・詳細は、名古屋市公式ウェブサイトの「港区ハザードマップ」のページを確認してください。

名古屋市公式ウェブサイト 港区ハザードマップ

<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000187774.html>

12 現地の確認

- ・現地での説明は行いません。

第3章 事業の条件

活用事業者が遵守すべき事業の条件は、次のとおりです。

1 土地の一時使用契約

- ・本件土地は、名古屋港管理組合が所有する土地で、これを本市が借り受け、本市が活用事業者に貸し付けます。
- ・本市と活用事業者は、「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約」（以下「本件契約」といいます。）を締結します。
- ・活用事業者は、本件土地を、第10章により本市に提出した提案書に記載した事業（以下「提案事業」といいます。）のために使用してください。
- ・その他用途等に関する詳細は、別紙12の「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約書（案）」（以下「本件契約書（案）」といいます。）第2条に記載のとおりです。
- ・活用事業者は、提案事業のすべてを実施してください。
- ・活用事業者は、本市の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更することができません。
- ・提案事業は、すべて活用事業者の責任及び費用負担により行ってください。
- ・本件土地に堅固な工作物を設置することは、禁止します。
- ・活用事業者は、本件土地上に活用事業者が所有する工作物の買取りを本市に請求することができません。
- ・活用事業者は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、これを本市に請求することができません。

2 土地の引渡し

- ・本市は、一時使用期間の開始の日に、本件土地のうちイベント広場の跡地をアスファルト舗装の状態、本件土地のうち特設コート跡地を砕石敷の状態、活用事業者に引き渡します。

3 土地の返還

- ・活用事業者は、一時使用期間の満了その他の事由により本件契約が終了したときは、自己の費用をもって、工作物その他活用事業者が本件土地に附属させたものを収去して本件土地を原状に回復し、かつ、既存のアスファルト舗装、砕石敷、給水設備及び排水施設を撤去し、本件土地を更地で本市に返還してください。ただし、本件土地の返還にあたり、本市と活用事業者が協議して、本市がこれらの残置を認めることがあります。
- ・その他土地の返還に関する詳細は、本件契約書（案）第23条に記載のとおりです。

4 一時使用期間

- ・本件土地の一時使用期間の始期は、令和8年12月1日から令和9年4月1日までのうち活用事業者が第10章により本市に提出した提案書に記載した時期とします。本件土地の一時使用期間の終期は、令和13年3月31日とします。従って、一時使用期間は、最長で4年4か月です。
- ・一時使用期間には、工作物の設置及び撤去並びに本件土地の原状回復の期間を含みます。
- ・本件土地は、令和8年4月1日から令和8年11月30日まで、競技大会のために使用されます。従って、活用事業者は、一時使用期間の開始の前に、本件土地を使用することができません。
- ・本件契約の更新は、提案事業の実施の状況を踏まえて本市が必要と認める場合を除き、行いません。

5 一時使用料

- ・本件土地の一時使用料の単価は、本市が名古屋港管理組合から借り受けている単価と同額の1㎡あたり月額186円とします。
- ・本件土地のうちイベント広場の跡地2,645㎡は、イベントを実施するために本市がアスファルト舗装を施したため、消費税及び地方消費税の課税対象になります。特設コートの跡地6,565㎡は、消費税及び地方消費税の課税対象になりません。
- ・本件土地の一時使用料は、月額1,762,257円となります。その根拠は次のとおりです。
イベント広場の跡地 $186\text{円/月}\cdot\text{m}^2\times 2,645\text{m}^2\times 1.1=541,167\text{円/月}$
特設コートの跡地 $186\text{円/月}\cdot\text{m}^2\times 6,565\text{m}^2=1,221,090\text{円/月}$
計 $541,167\text{円/月}+1,221,090\text{円/月}=1,762,257\text{円/月}$

- ・一時使用料の改定は、行いません。
- ・その他賃料に関する詳細は、本件契約書（案）第4条に記載のとおりです。

6 行政財産使用料

- ・活用事業者は、本件土地の雨水を道路に排水するために、一時使用料のほか、道路の行政財産使用料を負担してください。
- ・本件土地のうちイベント広場の跡地の雨水を道路に排水するために、本件土地の集水柵と道路の排水柵を接続する排水管を道路に設置しています。この排水管の設置に係る道路の行政財産使用料は、道路1㎡分の月額108円です。
- ・本件土地のうち特設コートの跡地の雨水を道路に排水するための排水施設は設置されていません。活用事業者は、道路の所有者である名古屋港管理組合と協議し、必要な雨水排水施設を設置し、それに係る行政財産使用料を負担してください。

7 保証金

- ・保証金は、月額一時使用料の6か月分の10,573,542円とします。
- ・活用事業者は、本件契約を締結した後、本市の定める期限までに保証金を納付してください。
- ・その他保証金に関する詳細は、本件契約書（案）第8条に記載のとおりです。

8 秘密保持

- ・本市及び活用事業者は、相手方の書面による承認を得ないで、相手方が秘密である旨を明示して開示した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示することができません。ただし、本市は、名古屋市議会その他この事業に関して権限を有する機関にこの事業の進捗状況等を説明する必要があるときは、活用事業者の承認を得て、必要な範囲で、秘密情報を開示することができます。この場合において、活用事業者は、合理的な理由なく承認を拒絶することができません。
- ・その他秘密保持に関する詳細は、別紙11の「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」）といいます。）第13条及び本件契約書（案）第16条に記載のとおりです。

9 権利義務の譲渡等の禁止

- ・本件土地を第三者に転貸することは、禁止します。
- ・その他権利義務の譲渡等の禁止に関する詳細は、基本協定書（案）第11条及び本件契約書（案）第13条に記載のとおりです。

第4章 計画の条件

活用事業者が遵守すべき計画の条件は、次のとおりです。

1 機能

- ・金城ふ頭の来訪者の飲食や滞在の用に供する2,500㎡以上の広場を設置してください。
- ・本件土地において、金城ふ頭の“にぎわい”の創出に資するイベントを実施してください。
- ・本件土地において、物販、飲食、サービスの店舗など金城ふ頭の来訪者の利用に供する施設を設置することができます。
- ・活用事業者が設置した施設の入場者から入場料を徴収し、自己の収入とすることができます。
- ・イベントの参加者から参加費を徴収し、自己の収入とすることができます。
- ・イベントの出展者から出展料を徴収し、自己の収入とすることができます。
- ・活用事業者が設置した施設及び設備をイベントの運営者等に使用させ、その運営者等から使用料を徴収し、自己の収入とすることができます。
- ・イベントの参加者の利用に供する十分な数の便所を用意してください。
- ・本件土地を居住の用に供することは、禁止します。
- ・その他用途等に関する詳細は、本件契約書（案）第2条に記載のとおりです。
- ・広場の運営費用を確保するために、本件土地のうち広場以外の部分において、収益事業を実施することは、差し支えありません。この場合において、金城ふ頭の来訪者の利用に供しない施設を設置することも、差し支えありません。ただし、その収益事業により周辺的环境に悪影響を及ぼさないよう留意してください。

2 駐車場

- ・物流の車両の走行環境を確保するため、本件土地に客用駐車場を設置することは、禁止します。活用事業者は、自動車で来る客に金城ふ頭駐車場を案内してください。また、名古屋市公式ウェブサイトの「金城ふ頭へのアクセス」のページを確認し、本市が誘導する経路を案内してください。
- ・提案事業のための搬出入用駐車場を設置することは、差し支えありません。
- ・金城ふ頭駅前広場から車両を乗り入れることは、禁止します。
- ・臨港道路及び金城ふ頭駅前広場の交通に支障を来すことは、禁止します。また、路上駐車が発生しないよう留意し、必要に応じて、交通誘導員を配置してください。

名古屋市公式ウェブサイト 金城ふ頭へのアクセス

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000067981.html>

3 乗入施設

- ・臨港道路金城第6号線及び臨港道路金城第7号線は、名古屋港管理組合が所有するものです。乗入施設は、活用事業者の責任及び費用負担により、名古屋港管理組合と協議のうえ、設置及び撤去してください。
- ・既存の乗入施設が不用となったときは、活用事業者の責任及び費用負担により、歩道に復旧してください。
- ・臨港道路金城7号線は、国際展示場第1展示館の催事の際に、搬出入車両等の通路及び待機場として利用されています。臨港道路金城7号線の乗入施設の設置及び撤去並びに臨港道路金城7号線からの車両の乗り入れについては、国際展示場の指定管理者と調整してください。

4 屋外広告物

- ・屋外広告物は、名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）第6条の2に該当するものは、設置を禁止します。また、同条例第7条第1項各号に該当するもの以外は、設置を禁止します。
- ・デジタルサイネージを設置するときは、名古屋市デジタルサイネージガイドライン（令和6年4月、名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進課）に従ってください。

5 ユニバーサルデザイン

- ・高齢者、障害者、乳幼児連れの方、外国人など、誰もが快適に施設を利用し、誰もがイベントに参加できるよう、ユニバーサルデザインに配慮してください。

第5章 施工の条件

活用事業者が遵守すべき施工の条件は、次のとおりです。

1 周辺環境への配慮

- ・悪臭・騒音・振動・土壌汚染などにより近隣の事業者等に迷惑をかけ、又は近隣の事業者等に損害を及ぼす行為は、禁止します。また、工事の施工にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第496号）を遵守してください。
- ・近隣の事業者等に対する工事計画等の説明は、活用事業者の責任及び費用負担により、実施してください。また、近隣の事業者等から苦情又は要望等があったときは、速やかに、自己の責任において解決してください。

2 届出

- ・活用事業者は、工事に着手したときは、工事着手届（様式13）を本市に提出してください。
- ・活用事業者は、工事を完了したときは、工事完了届（様式14）を本市に提出してください。

3 その他

- ・工事等により境界標を亡失したときは、活用事業者の責任及び費用負担により復元してください。

第6章 運営の条件

活用事業者が遵守すべき運営の条件は、次のとおりです。

1 施設の維持管理

- ・活用事業者は、適宜、本件土地を清掃し、ごみを収集して適正に処分してください。
- ・活用事業者は、適宜、設置した施設を点検し、適切に維持管理してください。

2 周辺の事業者等に対する説明

- ・活用事業者は、イベントを実施するときは、予め、その日時及び内容を周辺の事業者及び名古屋港管理組合に説明してください。
- ・活用事業者は、音楽など周辺に影響を及ぼすおそれがあるイベントを実施するときは、予め、音量等について周辺の事業者及び名古屋港管理組合に説明し、理解を得てください。

3 本市に対する報告

- ・活用事業者は、各イベントが終了した日の翌日から30日以内に、参加者数等の実績を本市に報告してください。
- ・活用事業者は、イベントの運営に伴い事故及び紛争が発生したときは、速やかに、本市に報告してください。なお、本市は、本市の責めによることが明らかな場合を除き、イベントの運営に伴い発生した事故及び紛争について、一切の責任を負いません。

第7章 応募の資格

1 応募の資格

- ・この募集に応募できる者は、次の①及び②に示す条件を満たす法人又は複数の法人で構成する共同体（以下「グループ」といいます。）です。
- ・グループで応募する場合は、代表法人を定めてください。代表法人は、グループを代表して、この募集に関して本市と連絡及び調整するものとします。
- ・グループの構成員は、本市に対する活用事業者の義務を連帯して負担してください。

①次のすべてに該当すること。

ア 名古屋市内に本店、支店又は営業所がある者。グループで応募する場合は、すべての構成員が名古屋市内に本店、支店又は営業所がある者。

イ 次表に示す基準に適合する者又は親会社等の信用補完によりこれと同等の財務的基盤を有すると本市が認める者。グループで応募する場合は、すべての構成員が次表に示す基準に適合する者又は親会社等の信用補完によりこれと同等の財務的基盤を有すると本市が認める者。

事項	基準
経常損益	直近3期の決算において、3期連続の赤字でないこと。
純資産	直近期末において、マイナスでないこと。

ウ 2,500㎡以上の土地を使用して、屋外で、自らイベントを企画及び運営した実績がある者。グループで応募する場合は、構成員のいずれかが2,500㎡以上の土地を使用して、屋外で、自らイベントを企画及び運営した実績がある者。

②次に示す欠格事由のいずれにも該当しないこと。グループで応募する場合は、すべての構成員が次に示す欠格事由のいずれにも該当しないこと。

ア 国税、地方税その他公租公課を滞納している者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。

カ この募集の公告の日から最優秀提案者の決定までの間に名古屋市指名停止要綱（平成15年名古屋市15財用第5号）に基づく指名停止の措置要件に該当する行為をした者。

キ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等及び愛知県警察本部長が締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付けの契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年名古屋市19財管第253号）に基づく排除措置の対象となる者。

2 応募の制限

- ・1つの法人又はグループが複数の提案で応募することはできません。
- ・1つの法人が複数のグループの構成員になることはできません。
- ・1つの法人が単独で応募し、かつ、グループの構成員になることはできません。
- ・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された中小企業等協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された中小企業団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）に基づき設立された有限責任事業組合とそれぞれの組合の組合員の双方が応募することはできません。

第8章 参加申込

1 参加申込

- ・応募しようとする者は、次のとおり参加申込の手続をしてください。なお、これにより応募の義務が生じることはありません。
- ・参加申込に要する費用は、すべて応募しようとする者が負担してください。

(1) 提出書類

- ・次表の書類（以下「参加申込書等」といいます。）を本市に提出してください。
- ・部数は、各1部とします。
- ・言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円を用いてください。
- ・本文中の文字のサイズは10.5ポイント以上、図表内の文字のサイズは8ポイント以上としてください。
- ・A4判用紙又はA3判用紙の片面に印刷し、A4判フラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に応募しようとする者の商号を記載してください。
- ・代表者の印鑑は、登記所に提出したものを押印してください。
- ・グループで応募しようとする場合は、すべての構成員が参加申込書等を提出してください。ただし、グループ構成員表は、代表法人が提出してください。
- ・グループで応募しようとする場合は、代表法人が取りまとめて本市に提出してください。
- ・本市は、応募の資格の確認のために、適当な期限を定めて、参加申込書等の補正や追加の書類の提出を求めることがあります。

名称	様式等
参加申込書	様式1
グループ構成員表	様式2
委任状	様式3 ・参加申込書に法人の代表者以外の者が記名押印する場合は、代表者から記名押印する者に権限を委任してください。
役員等名簿	様式4 ・本市は、暴力団関係事業者の排除措置として、公有財産の貸付の契約の相手方が排除措置の対象となるか否かを愛知県警察に照会しています。 ・株式会社の役員、合同会社の社員その他法人の役員等の全員の役職名、氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所の情報を提供してください。
定款	様式なし
法人概要書	様式なし ・事業内容、設立年月日、沿革、資本金、従業員数、取引銀行等を記載してください。 ・法人のパンフレット等を作成している場合は、提供してください。
実績確認書	様式5 ・2,500㎡以上の土地を使用して、屋外で、自ら企画及び運営したイベントについて、名称、場所、開催年月日、担当業務を記載してください。
財務状況表	様式6 ・財務諸表の数字を基に記載してください。
財務諸表	・直近3期分の次の書類 貸借対照表、損益計算書 ・次の書類を作成している場合は、併せて、直近3期分のもの キャッシュ・フロー計算書 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書 有価証券報告書
履歴事項全部証明書	・発行後3か月以内のもの
納税証明書	・発行後3か月以内のもの ・法人税、消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明書 ・市町村税に滞納がない旨の証明書

(2) 受付期間

- ・令和8年4月6日(月)から令和8年4月17日(金)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)
- ・午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出方法

- ・事務局に持参又は郵送してください。持参する場合は、予め、事務局と電話で日時を調整してください。

(4) その他

- ・参加申込書等を提出した者(以下「参加者」といいます。)が1者であった場合も、この募集は成立します。
- ・参加申込書等を提出した日から応募の受付期間の終了の日までの間に、単独で参加申込をした法人が代表法人となってグループでの参加に変更する場合、グループの代表法人以外の構成員を変更する場合、グループの代表法人が単独での参加に変更する場合は、参加申込書変更届(様式8)を本市に提出してください。この場合において、新たにグループの構成員となる法人があるときは、その法人の参加申込書等を本市に提出してください。
- ・グループの代表法人を変更すること、グループの代表法人以外の構成員が単独での参加に変更すること、グループの代表法人以外の構成員が新たなグループの代表法人となつての参加に変更することはできません。
- ・参加申込書等の提出の日から最優秀提案者及び次点提案者の決定の日までの間に、法人の商号、所在地、代表者、役員、定款に変更があったときは、直ちに、その変更に関係する参加申込書等を本市に再提出してください。
- ・参加者は、参加を辞退する場合は、辞退届(様式9)を本市に提出してください。
- ・参加申込書等は、返却しません。
- ・参加申込書等に虚偽の記載をした者、その他不正な行為をした者は、失格とします。

2 応募の資格の確認

- ・本市は、参加申込書等により、参加者の応募の資格を確認します。
- ・本市は、令和8年5月15日(金)までに、参加者それぞれに対して、応募の資格の確認の結果を書面により通知します。
- ・応募の資格がない旨の通知を受けた参加者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(名古屋市の休日定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に定める本市の休日(以下「休日」といいます。))を含みません。)以内に、本市に対して、書面により、応募の資格がない理由について説明を求めることができます。
- ・本市は、応募の資格がない理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含みません。)以内に、書面により、説明を求めた者に回答します。
- ・応募の資格の確認の後に、参加者が応募の資格を喪失したことが判明したときは、その者を失格とし、その者に対して、その旨を書面により通知します。

第9章 募集要項に関する質問

1 質問

- ・参加者は、本募集要項に関して本市に質問することができます。
- (1) 提出書類
- ・質問書（様式10）を本市に提出してください。グループで応募する場合は、代表法人が取りまとめてください。
- (2) 受付期間
- ・令和8年4月20日（月）から令和8年4月24日（金）まで
- (3) 提出方法
- ・電子メールに添付して事務局に送付してください。
 - ・電子メールの件名は、「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集要項に関する質問」としてください。

2 質問の回答

- ・令和8年5月8日（金）までに、本市公式ウェブサイトに質問回答書を掲載して回答します。質問した者に個別に回答はしません。
- ・類似する複数の質問については、一括して回答します。
- ・応募の公平性に影響を及ぼすと本市が認める質問には回答しません。
- ・質問回答書は、本募集要項の一部として取り扱います。参加者は、質問書を提出しなかった者も含めて、質問回答書を確認してください。

3 報告書のデータファイルの提供

- ・本市は、参加者の求めに応じて、本件土地の周辺で実施した土質調査の報告書のデータファイルを提供します。

第10章 応募申込

1 応募申込

- ・応募する者は、次のとおり応募申込の手続をしてください。
- ・参加者でない者の応募は、受け付けません。
- ・応募の資格のない者の応募及び応募に関する条件に違反した応募は、受け付けません。
- ・応募申込に要する費用は、すべて応募する者が負担してください。

(1) 提出書類

- ・次表の書類（以下「応募申込書等」といいます。）を本市に提出してください。

名称	様式等
応募申込書	様式11 ・グループで応募する場合は、すべての構成員が記名押印してください。
グループ構成員表	様式2
提案書	(2)に従い、作成してください。

- ・部数は、応募申込書及びグループ構成員表は各1部、提案書は10部とします。
- ・言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円を用いてください。
- ・本文中の文字のサイズは10.5ポイント以上、図表内の文字のサイズは8ポイント以上としてください。
- ・提案書は、A4判用紙又はA3判用紙の片面に印刷し、A4判フラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙に応募する者（グループで応募する場合は、代表法人）の商号を記載してください。
- ・提案書を1ファイルにまとめたPDFデータファイルを提出してください。PDFデータファイルは、印刷したものをスキャンするのではなく、オリジナルデータを変換して作成してください。

(2) 提案書の構成

- ・提案書の構成は、次表のとおりです。

名称	様式等
実績説明書	様式なし A3判1枚 ・2,500㎡以上の土地を使用して、屋外で、自ら企画及び運営した実績があるイベントについて、規模、期間、費用、内容、担当業務等を記載してください。
組織計画書	様式なし A3判1枚 ・活用事業者、出資者、運営者、設計者、施工者等の構成及び事業の仕組みについて記載してください。 ・グループで応募する場合は、各構成員の役割分担、責任分担、リスク分担、出資金額等について、すべての構成員が当事者となって締結した協定書等を併せて提出してください。
工程計画書	様式なし A3判1枚 ・設計、施工、許認可の取得、関係者協議、近隣の事業者等に対する説明等の期間及び提案事業の開始の時期を記載してください。
事業計画書	様式なし A3判3枚以内 ・事業の方針、内容、特色、効果等について記載してください。 ・イベントのプログラムについて記載してください。
施設計画書	様式なし A3判3枚以内 ・配置計画、平面計画、動線計画、景観計画等について記載してください。 適宜、図面を掲載してください。
イメージパース	様式なし 1面につきA4判1枚 ・1面以上を作成してください。
一時使用期間	様式12 ・一時使用期間の始期は、令和8年12月1日から令和9年4月1日までの期日を記載してください。 ・グループで応募する場合は、代表法人が記名押印してください。

(3)受付期間

- ・令和8年7月6日(月)から令和8年7月10日(金)まで
午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(4)提出方法

- ・事務局に持参又は郵送してください。持参する場合は、予め、事務局と電話で日時を調整してください。

(5)その他

- ・応募申込書等を提出した者(以下「応募者」といいます。)が1者であった場合も、この募集は成立します。
- ・応募申込書等の受付期間の終了の日から最優秀提案者及び次点提案者の決定の日までの間に、グループの構成員を変更することはできません。
- ・応募申込書等の受付期間の終了の後は、応募申込書等の追加、修正及び差替えはできません。
- ・応募申込書等は、返却しません。
- ・応募申込書等に虚偽の記載をした者、その他不正な行為をした者は、失格とします。

2 応募者数の公表

- ・本市は、本市公式ウェブサイトにおいて、応募者数を公表します。

第11章 評価

1 評価委員会

- 「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集評価委員会」（以下「評価委員会」といいます。）が応募者の能力及び提案を評価します。評価委員会は、次表の評価委員で構成します。

氏名	所属等
佐藤 久美	名古屋国際工科専門職大学工科学部 教授
江口 忍	名古屋学院大学現代社会学部 教授
野口 洋平	愛知淑徳大学交流文化学部 教授

- 佐藤久美教授を評価委員長とします。評価委員長は、評価委員会の議事を進行し、評価を取りまとめます。
- 第1回の評価委員会において、本募集要項について、本市が評価委員から意見を聴取しました。
- 第2回の評価委員会において、応募者が評価委員に対して、提案の内容のプレゼンテーションをし、評価委員が提案を評価します。

2 評価項目及び配点

- 評価項目及び配点は、次表のとおりです。

評価項目	配点
視点1 競技大会の開催を契機とした金城ふ頭の“にぎわい”の創出	60点
話題性があり、多数の集客を期待でき、競技大会後も金城ふ頭に注目を集められるか。	
広場は、金城ふ頭特有の海風や日射等の気候条件を十分に考慮し、年間を通じて来訪者が快適に飲食や憩いの時間を過ごせる滞留空間が創出されているか。	
広場の持続的な運営が行えるよう、広場に関連した収益事業を行うなど、広場以外の土地を上手く活用できているか。	
金城ふ頭の玄関口にふさわしい良好な景観を形成するか。	
その他、金城ふ頭の“にぎわい”を創出する特段の提案がなされたか。	20点
視点2 金城ふ頭の来訪促進に関する周辺の施設との相乗効果の発揮	
周辺の施設と連携する提案がなされたか。	
周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう配慮が行き届いているか。	20点
その他、周辺の施設との相乗効果を発揮する特段の提案がなされたか。	
視点3 応募者の能力に関する基本的事項	20点
イベントを企画及び運営した十分な実績があるか。	
イベントを誘致するネットワークを保有しているか。	
安定した管理運営体制を構築しているか。	
合計	100点

視点1から視点3までについて、評価委員が視点ごとに総合的に評価します。視点1及び視点2については、視点の下に記載した細項目のすべての提案を求めるものではありません。

3 プレゼンテーション

- ・応募者は、第2回の評価委員会において、評価委員に対して、提案の内容のプレゼンテーションをしてください。プレゼンテーションをしない応募者は、失格とします。
- ・プレゼンテーションの日時は、応募者に個別に通知します。
- ・プレゼンテーションの時間は、応募者1者あたり、質疑応答を含めて30分以内とします。ただし、応募者が多数のときは、変更することがあります。
- ・提案書以外のものを配布することは、禁止します。
- ・模型等を持ち込むことは、禁止します。
- ・提案書を投影すること、提案書の一部を投影することは、差し支えありません。
- ・提案書を加工して投影すること、提案書以外のものを投影することは、禁止します。
- ・プロジェクト及びスクリーン等の機材の使用を希望する応募者は、応募申込書等の提出の後、事務局に相談してください。

4 最優秀提案者及び次点提案者の決定

- ・評価委員は、それぞれが独自に、各応募者の能力及び提案を評価し、各応募者に点数を与えます。各応募者の得た点数は、その応募者に各評価委員が与えた点数の合計です。
- ・本市は、応募者のうち最も高い点数を得た者を最優秀提案者と決定します。また、次に高い点数を得た者を次点提案者と決定します。
- ・最も高い点数を得た者が2者以上あるときは、評価委員長が最も高い点数を与えた者を最優秀提案者と決定します。次に高い点数を得た者が2者以上あるときも、同様とします。
- ・評価委員のいずれかが40点未満の点数を与えた応募者は、最優秀提案者及び次点提案者となることできません。すべての応募者が最優秀提案者となることできないときは、本市は、最優秀提案者に該当する者がいないと決定し、この募集を終了します。
- ・本市は、評価委員会の評価を踏まえて、条件を付して最優秀提案者及び次点提案者を決定することがあります。この場合において、最優秀提案者がその条件を受け容れないときは、最優秀提案者の決定を取り消します。次点提案者がその条件を受け容れないときも、同様とします。
- ・本市は、最優秀提案者及び次点提案者を決定したときは、応募者それぞれに対して、最優秀提案者に選定された旨又は選定されなかった旨並びにその応募者の順位及びその応募者が得た点数を通知します。
- ・最優秀提案者に選定されなかった応募者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含みません。）以内に、本市に対して、書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができます。
- ・本市は、選定されなかった理由について説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含みません。）以内に、書面により、説明を求めた者に回答します。

5 結果の公表

- ・本市は、本市公式ウェブサイトにおいて、各応募者の商号、順位及び各応募者が得た点数を公表します。また、最優秀提案者及び次点提案者の提案の内容うち、イメージパース、一時使用期間を公表します。

6 その他

- ・この募集の公告の日から最優秀提案者及び次点提案者の決定の日までの間に、評価委員会以外の場で、この募集に関して評価委員に接触した者は、失格とします。
- ・本市は、提案書の内容に明らかな法令違反があると認めるときは、その旨を評価委員会に報告します。
- ・最優秀提案者及び次点提案者の決定の日の後に、グループの構成員を変更することは、真にやむを得ない事由があると本市が認める場合を除き、できません。

第12章 基本協定の締結及び活用事業者の決定

1 基本協定の締結

- ・本市と最優秀提案者とは、令和8年9月30日までに、基本協定書（案）に最優秀提案者の商号、一時使用期間その他の必要事項を加筆して作成する文書により、「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定」（以下「基本協定」といいます。）を締結するものとします。ただし、評価委員会の評価を踏まえて本市が必要と認めるときは、本市は、最優秀提案者と協議のうえ、基本協定書（案）の内容を修正できるものとします。
- ・グループで応募する場合は、構成員の全員が記名押印してください。
- ・印紙税その他基本協定の締結に必要な費用は、すべて最優秀提案者が負担してください。

2 活用事業者の決定

- ・本市は、基本協定の締結により、最優秀提案者を活用事業者と決定します。

3 次点提案者の繰上げ

- ・本市は、最優秀提案者が基本協定を締結する前に応募の資格を喪失したときは、最優秀提案者の決定を取り消し、次点提案者を繰り上げて最優秀提案者と決定します。
- ・本市は、最優秀提案者が令和8年9月30日までに基本協定を締結しないときは、最優秀提案者の決定を取り消し、次点提案者を繰り上げて最優秀提案者と決定し、その者と基本協定の締結に向けて協議します。本市は、その者が本市の定める期限までに基本協定を締結しないときは、この募集を終了します。

第13章 土地一時使用契約の締結

1 土地一時使用契約の締結

- ・本市と活用事業者又は活用事業者の代表法人（以下「活用事業者等」といいます。）は、令和9年2月26日までに、本件契約書（案）に活用事業者等の商号、一時使用期間その他の必要事項を加筆して作成する文書により、本件契約を締結するものとします。
- ・印紙税その他本件契約の締結に必要な費用は、すべて活用事業者等が負担してください。
- ・一時使用期間開始の期限は、令和9年4月1日とします。活用事業者等は、遅くとも令和9年4月1日から一時使用料を本市に支払ってください。

2 設計図の提出

- ・活用事業者は、本件土地に工作物を設置しようとするときは、その設計図を本市に提出し、提案書の内容と齟齬がないことについて、本市の確認を受けてください。また、その設計図を名古屋港管理組合に提出し、港湾の管理運営に支障を及ぼすおそれがないことについて、名古屋港管理組合の確認を受けてください。

3 竣工図の提出

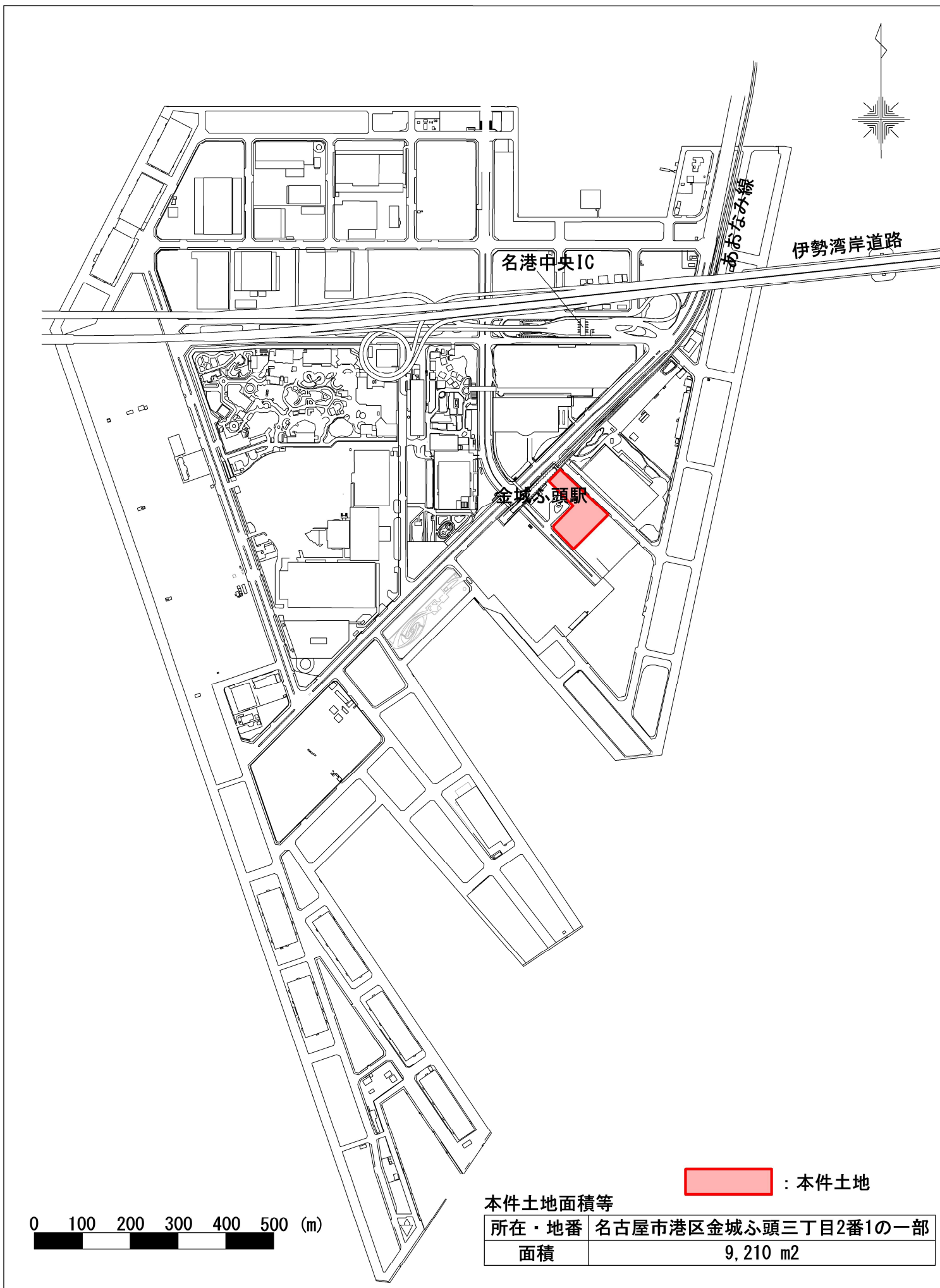
- ・活用事業者は、本件土地に工作物を設置したときは、その竣工図及び写真を本市及び名古屋港管理組合に提出してください。

別紙一覧

- 別紙1 本件土地位置図
- 別紙2 イベント広場の写真
- 別紙3 本件土地現況図
- 別紙4 配管及び配線位置図（電気）
- 別紙5 配管及び配線位置図（ガス）
- 別紙6 配管及び配線位置図（NTT）
- 別紙7 配管及び配線位置図（水道）
- 別紙8 配管及び配線位置図（雨水排水）
- 別紙9 土質柱状図
- 別紙10 土壌汚染状況調査の結果の概要
- 別紙11 金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定書（案）
- 別紙12 金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約書（案）

様式一覧

- 様式1 参加申込書
- 様式2 グループ構成員表
- 様式3 委任状
- 様式4 役員等名簿
- 様式5 実績確認書
- 様式6 財務状況表
- 様式7 誓約書
- 様式8 参加申込書変更届
- 様式9 辞退届
- 様式10 質問書
- 様式11 応募申込書
- 様式12 一時使用期間
- 様式13 工事着手届
- 様式14 工事完了届



 : 本件土地

本件土地面積等

所在・地番	名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番1の一部
面積	9,210 m ²

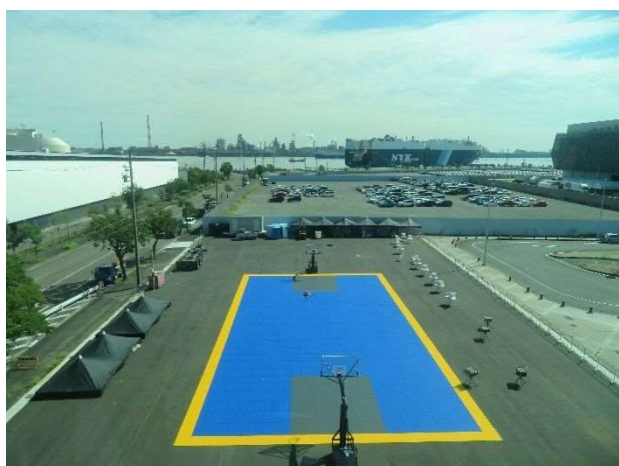
別紙2
イベント広場の写真



令和6年9月



令和7年4月



令和6年10月



令和7年4月



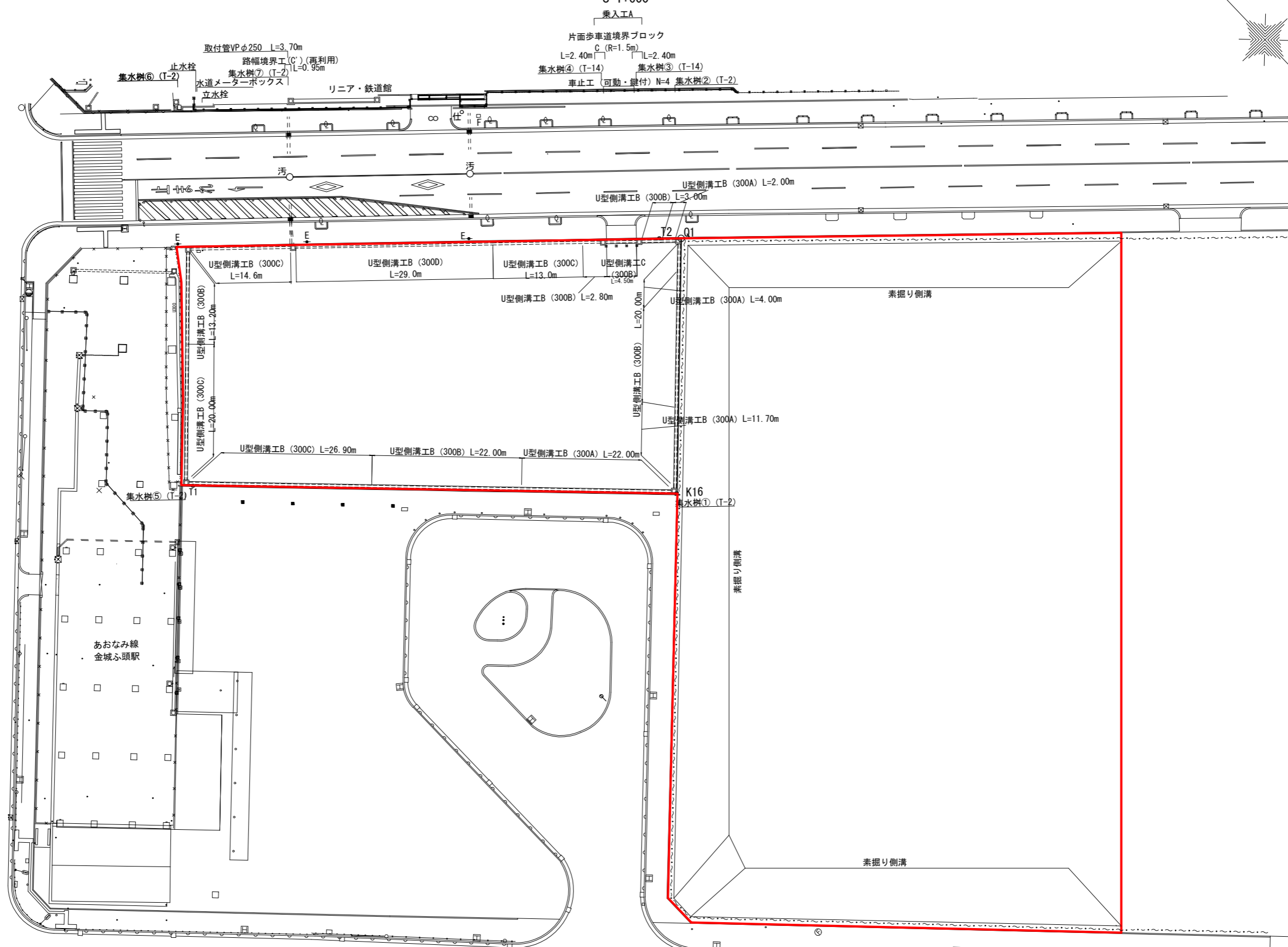
令和6年11月



令和7年11月

本件土地現況図 (その1)

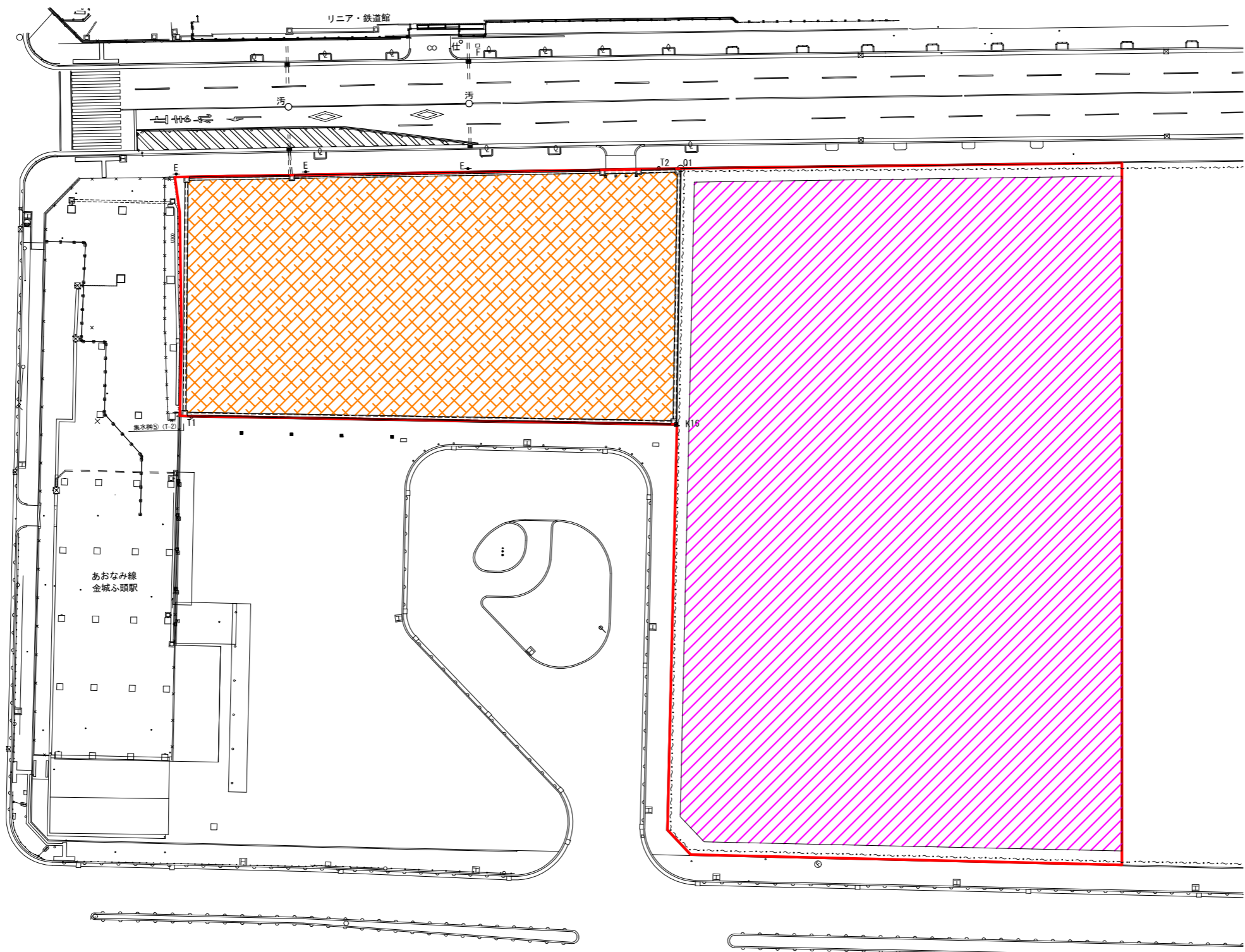
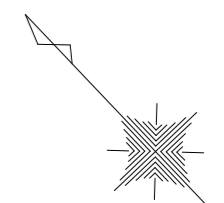
S=1:600



凡例	数量
 本件土地	9,210 m ²

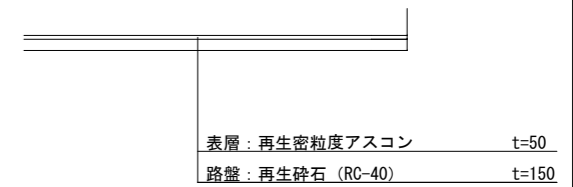
本件土地現況図 (その2)

S=1:700

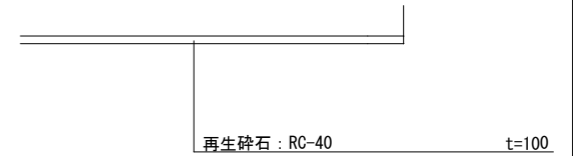


舗装構成図
S=1:100

アスファルト舗装



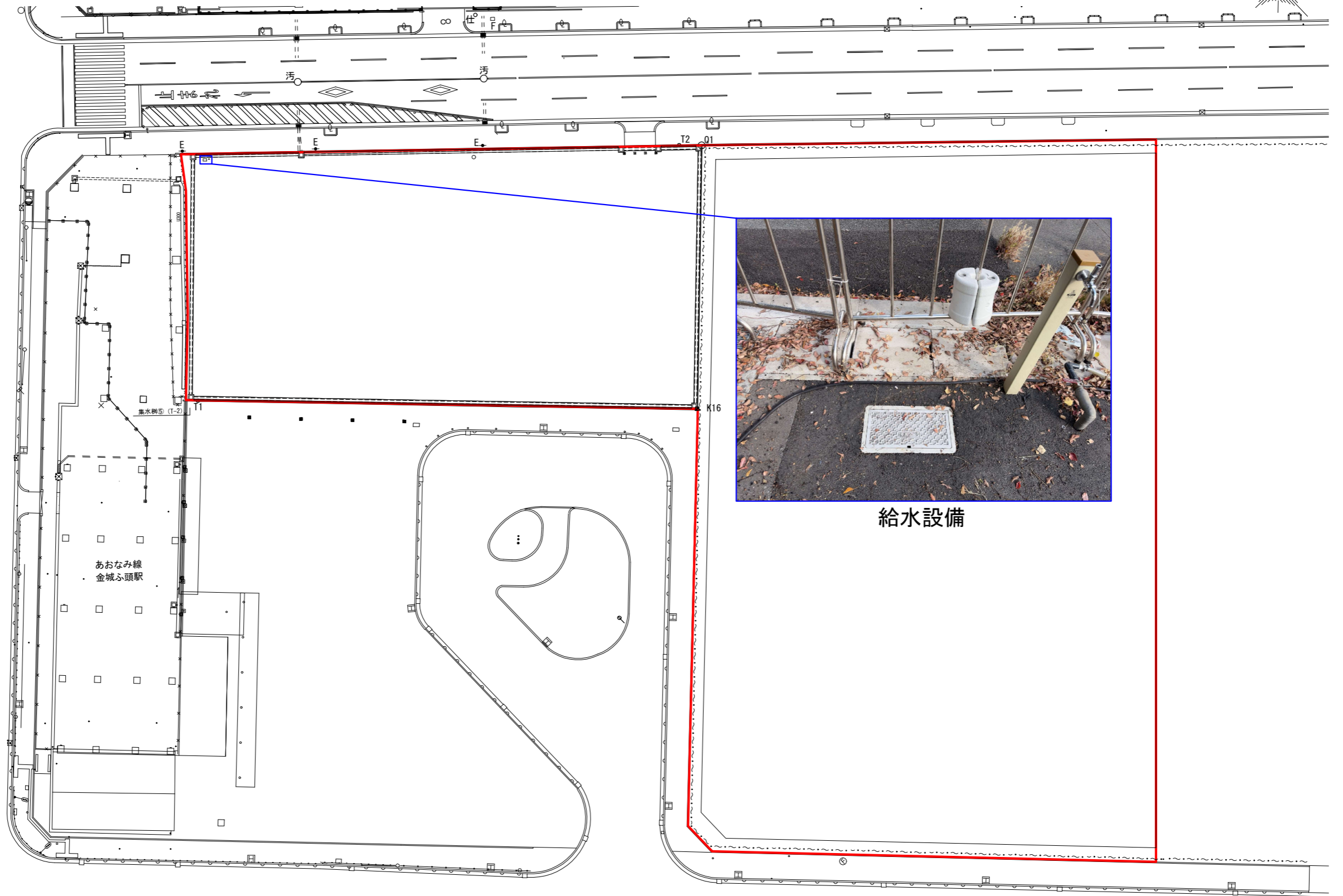
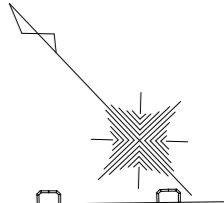
砕石舗装




凡 例		数 量
	アスファルト舗装	2,515 m ²
	砕石舗装	6,564.8 m ²
	本件土地	9,210 m ²

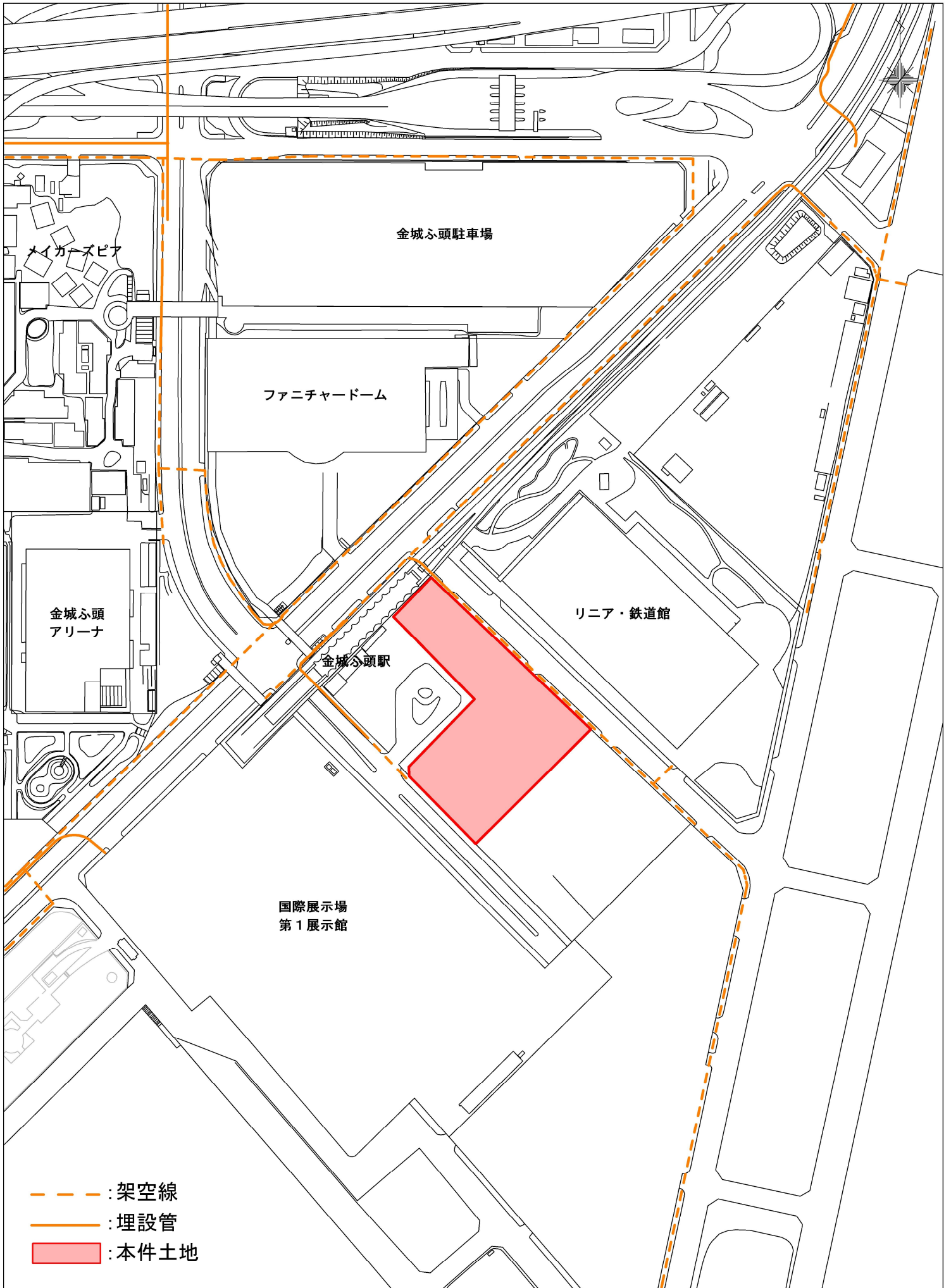
本件土地現況図 (その3)

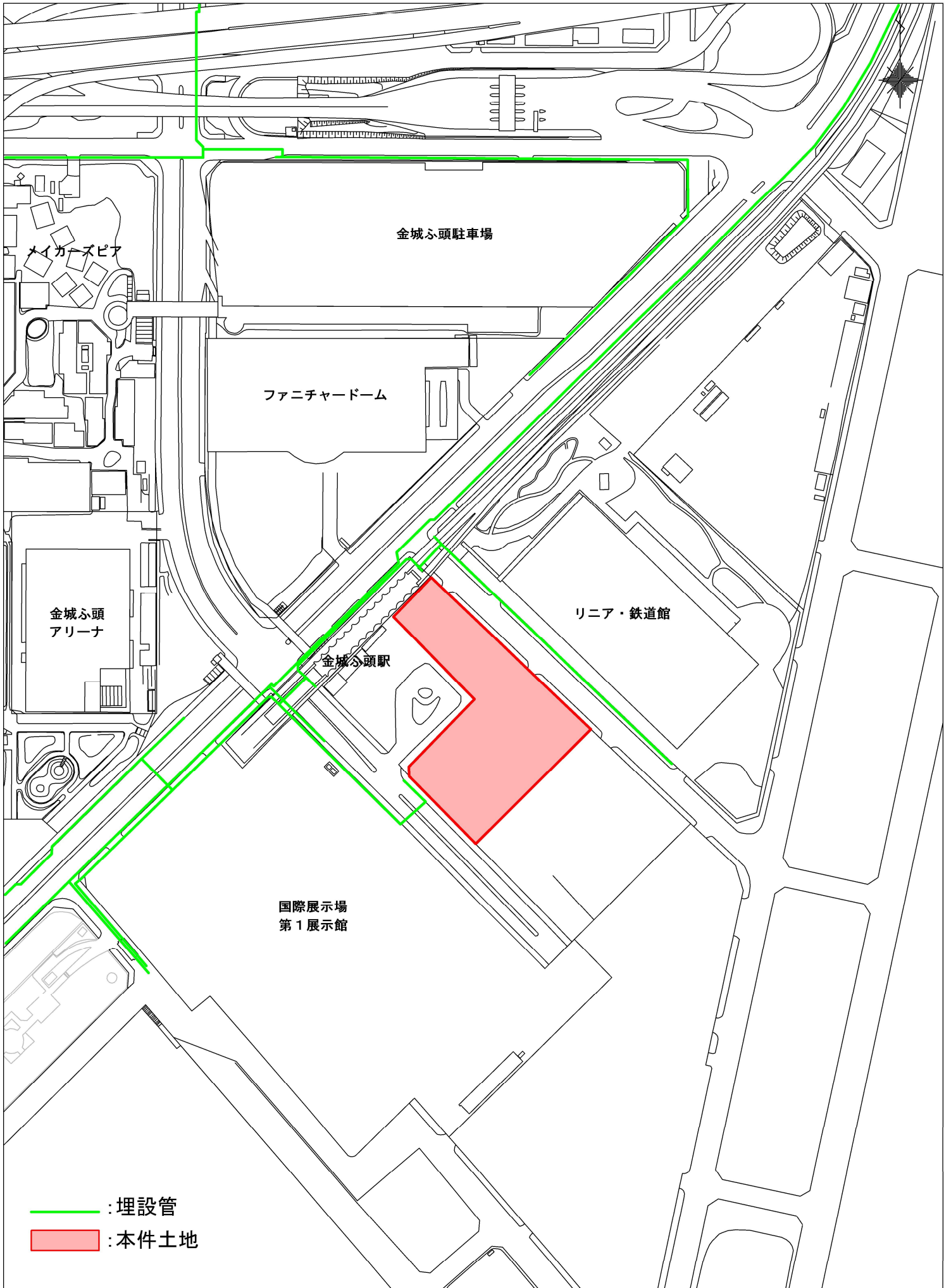
S=1:600

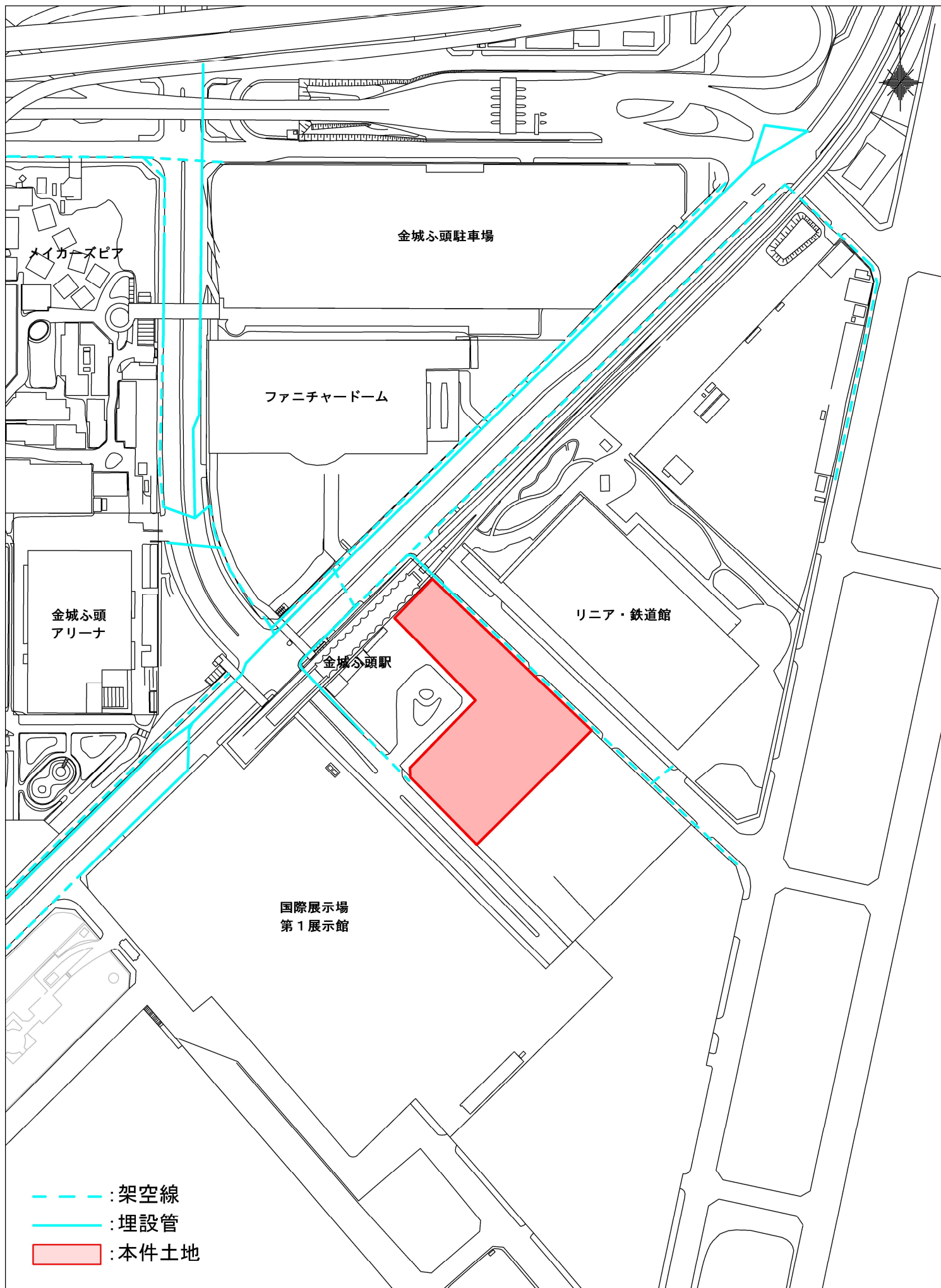


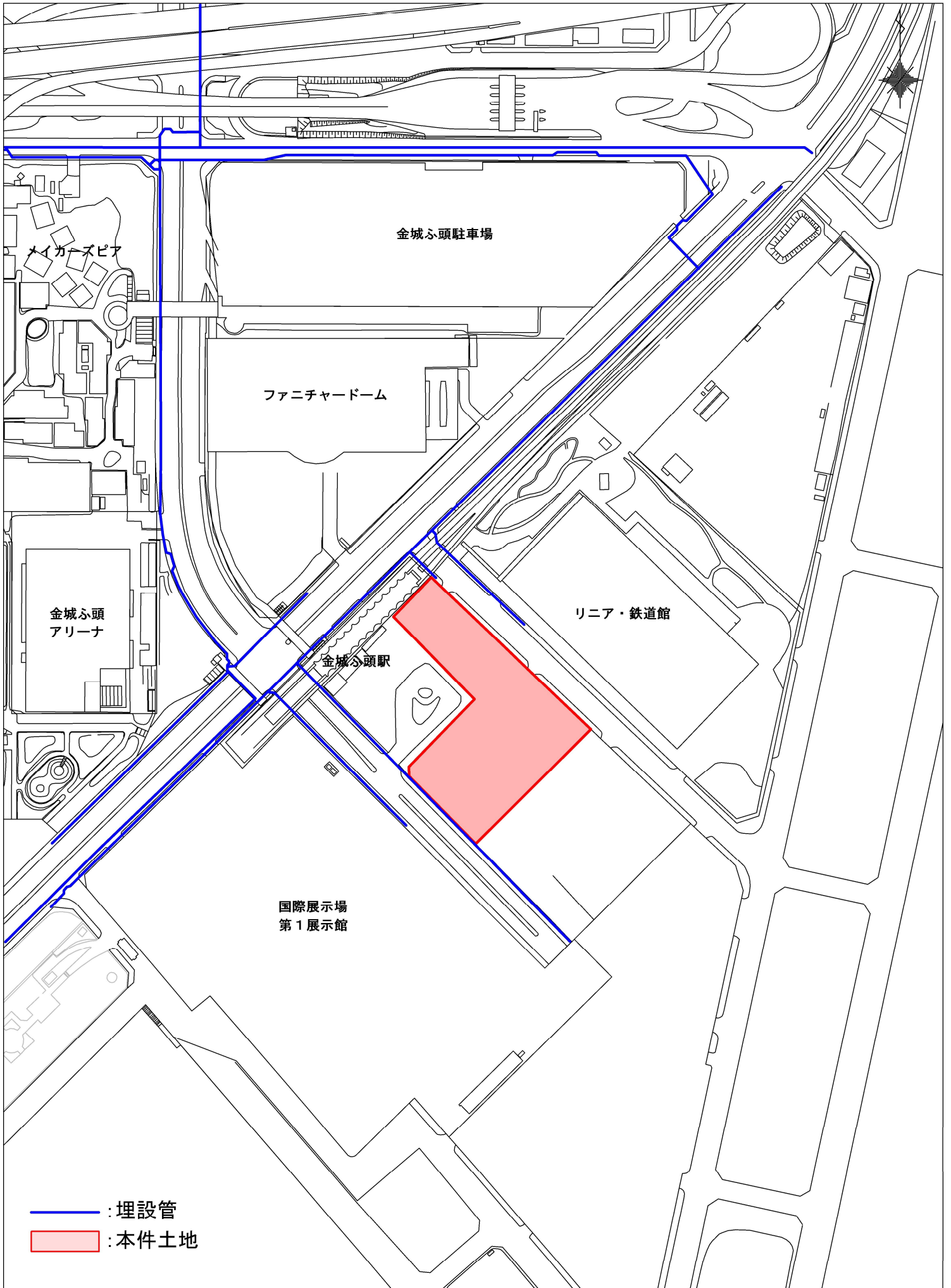
給水設備

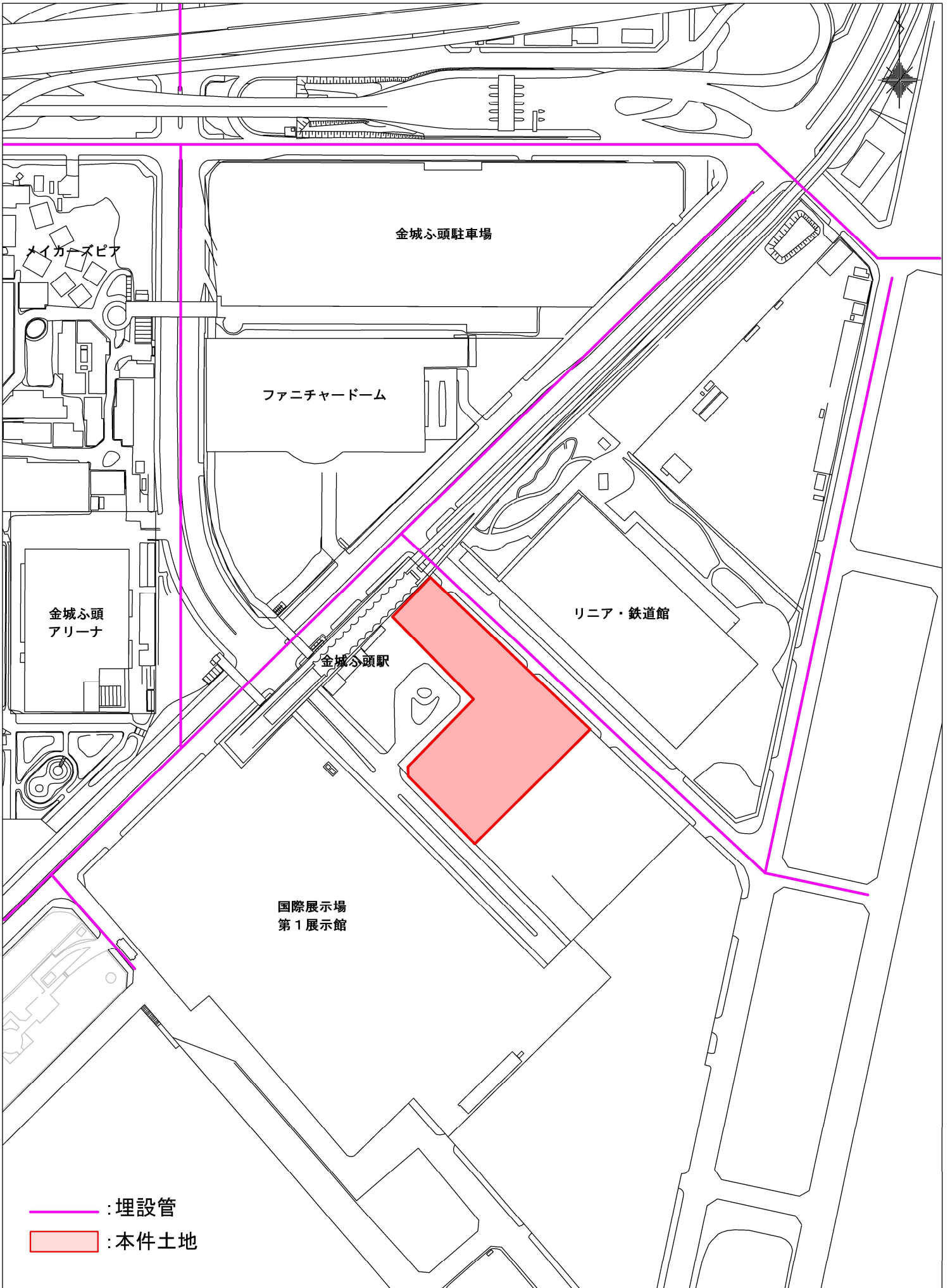
凡例	数量
 本件土地	9,210 m ²

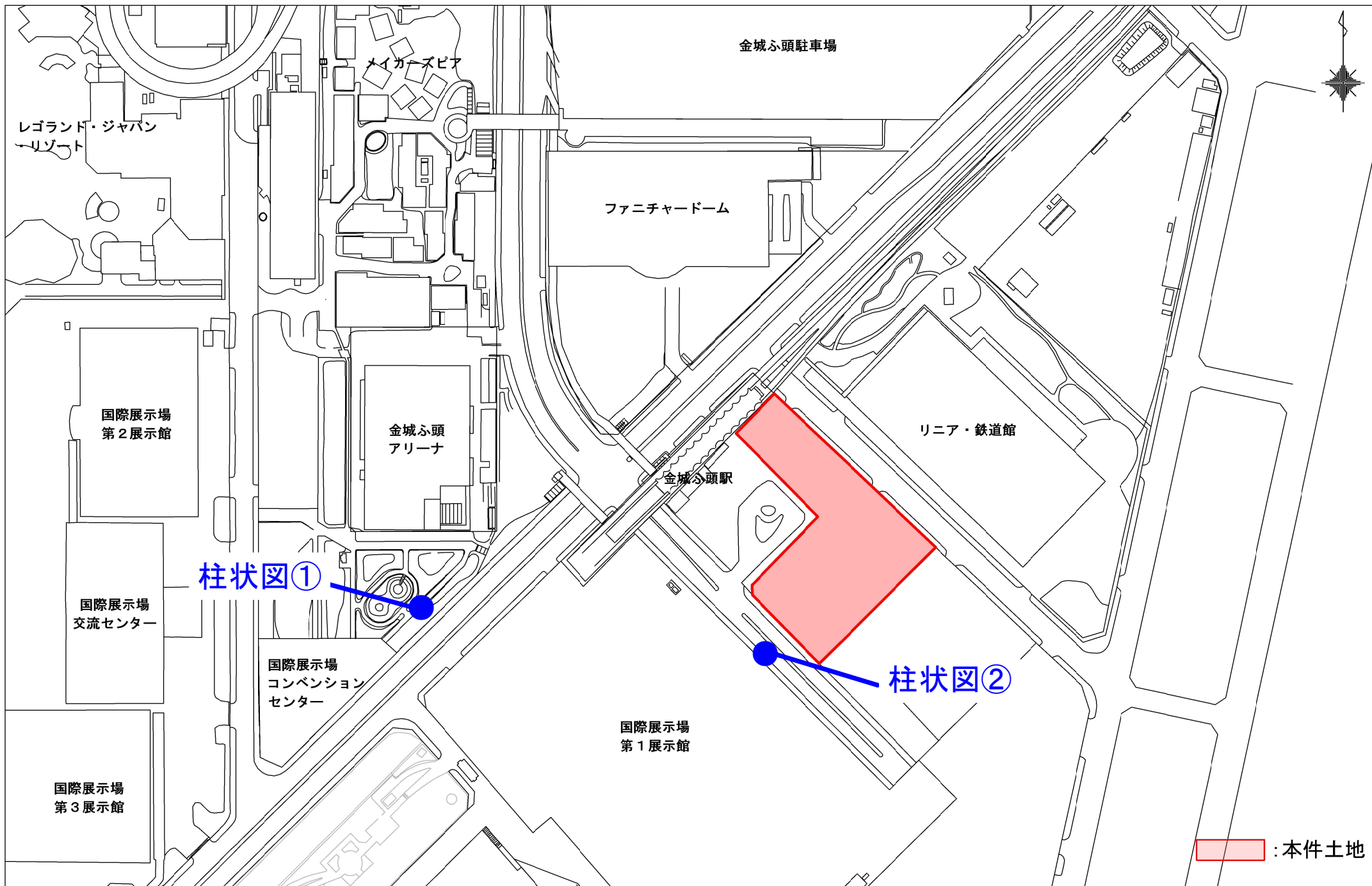












金城ふ頭駐車場の土地

調査方法	検出された汚染物質	基準超過濃度	基準濃度
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.011~0.024mg/L	0.01mg/L
	砒素及びその化合物	0.011~0.096mg/L	0.01mg/L
	ふっ素及びその化合物	0.84~2.1mg/L	0.8mg/L

国際展示場第1展示館の土地

調査方法	検出された汚染物質	基準超過濃度	基準濃度
土壌溶出量調査	砒素及びその化合物	0.011~0.10mg/L	0.01mg/L
	ふっ素及びその化合物	0.81~2.8mg/L	0.8mg/L

国際展示場コンベンションセンターの土地

調査方法	検出された汚染物質	基準超過濃度	基準濃度
土壌溶出量調査	鉛及びその化合物	0.011~0.020mg/L	0.01mg/L
	砒素及びその化合物	0.011~0.096mg/L	0.01mg/L
	ふっ素及びその化合物	0.81~2.0mg/L	0.8mg/L

表中の基準とは、土壤汚染対策法第6条第1項第1号及び同法施行規則第31条第1項に定める土壌溶出量基準です。

- ・ 下線部は、提案事業の内容に応じて選択します。
- ・ 【 】は注釈につき、削除します。

金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇（【単独で応募する場合】以下「乙」という。【グループで応募する場合】以下、個別に又は総称して「乙」という。）とは、令和8年4月3日に甲が公告した「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集」において、乙が甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）に記載した事業（以下「提案事業」という。）の実施について、次のとおり合意したので、甲は、乙を甲が貸し付ける土地を活用する事業者と決定し、甲及び乙は、「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定」（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（信義誠実等）

- 第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本基本協定を履行しなければならない。
- 2 甲及び乙は、法令を遵守し本基本協定を履行しなければならない。

（目的）

- 第2条 本基本協定は、提案事業の実施に関する甲及び乙の権利及び義務並びに諸手続について定めることを目的とする。
- 【グループで応募する場合】2 乙は、本基本協定に定める乙の義務を連帯して負担しなければならない。

（土地の一時使用）

- 第3条 甲は、別記1に記載の土地（以下「本件土地」という。）を乙に貸し付けなければならない。
- 2 乙は、本件土地を甲から借り受け、提案事業を実施しなければならない。

（一時使用契約の締結）

- 第4条 甲及び乙は、令和9年2月26日までに、別紙3の「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約書（案）」（以下「本件契約書（案）」という。）に必要事項を加筆して作成する文書により、「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約」（以下「本件契約」という。）を締結しなければならない。

（提案事業の実施）

- 第5条 乙は、提案事業のすべてを実施しなければならない。
- 2 乙は、提案事業の実施にあたり、令和8年4月3日に甲が公告した「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）第3章、第4章、第5章及び第6章に定める条件を遵守しなければならない。
- 3 乙は、甲の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更してはならない。
- 4 甲は、公共公益上の必要があるときは、乙に対し、合理的な範囲で、かつ、乙に損害を生じさせない範囲で、提案事業の内容の変更を求めることができる。

（本基本協定の有効期間）

- 第6条 本基本協定の有効期間は、本基本協定の締結の日から本件契約の終了の日までとする。ただし、本件契約の締結に至らなかったときは、甲が乙に通知した日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第13条、第14条、第18条及び第21条の規定は、本基本協定の終了後も有効に存続する。

（一時使用期間）

- 第7条 本件土地の一時使用期間は、令和〇年（西暦〇〇〇〇年）〇月〇日【提案書に記載した期日】から令和13年（西暦2031年）3月31日までとする。
- 2 本件契約の更新は、提案事業の実施の状況を踏まえて甲が必要と認める場合を除き、行わない。

（一時使用料）

第8条 本件土地の一時使用料は、月額金1,762,257円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金49,197円）とする。

2 乙は、前項の一時使用料を、甲の発行する納入通知書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。一時使用料に関する規定の詳細は、本件契約書（案）第4条に記載のとおりとする。

（保証金）

第9条 本件契約の保証金は、金10,573,542円（月額一時使用料の6か月分）とする。

2 乙は、前項の保証金を、甲の発行する納付書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。保証金に関する規定の詳細は、本件契約書（案）第8条に記載のとおりとする。

（届出事項）

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、書面により甲に届け出なければならない。

(1)乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき

(2)組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により乙の地位について変動があったとき

（権利義務の譲渡等の禁止）

第11条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、本基本協定により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項の場合において、甲は、同項に規定する行為（以下「譲渡等」という。）の相手方が提案事業の全部又は一部を実施する目的を有しないと客観的に認められるときは、承認しない。

3 第1項の場合において、乙が甲の書面による承認を得て、譲渡等をするときは、乙は、本基本協定のうち当該譲渡等の対象となる部分について、当該第三者に対し、乙の甲に対する一切の権利義務の譲渡等をしなければならない。

4 第1項の場合において、甲は、当該第三者が甲に対し、本基本協定のうち当該譲渡等の対象となる部分について、乙の甲に対する一切の権利義務の譲渡等を受けることを書面により表明及び保証しなければ、承認しない。

（提案事業の実施状況の調査）

第12条 乙は、甲が提案事業の実施状況に関して、合理的な範囲で、報告及び資料の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

2 甲は、前項により知り得た情報を次条の規定に従って取り扱わなければならない。

（秘密保持）

第13条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ないで、提案事業及び本基本協定に関して知り得た相手方に関する情報のうち相手方が秘密である旨を明示して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に該当しない。

(1)相手方が開示する前に自ら保有していたもの

(2)相手方が開示する前に公知であったもの

(3)相手方が開示した後、自らの責めによらないで公知となったもの

(4)相手方と無関係に独自に創出したもの

(5)相手方が開示した後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得したもの

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、弁護士、公認会計士その他法令上守秘義務を負う者に提案事業に関して相談又は依頼をするときは、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令上又は官公署の命令等により秘密情報の開示を要請されたときは、当該要請の範囲で、秘密情報を開示することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、名古屋市議会その他提案事業に関して権限を有する機関に提案事業の進捗状況等を説明する必要があるときは、乙の承認を得て、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。この場合において、乙は、合理的な理由なく当該承認を拒絶してはならない。

(違約金)

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 第4条の規定に違反して、令和9年2月26日までに本件契約を締結しないときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
- (2) 第5条第1項の規定に違反して、提案事業を実施しなかったときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
- (3) 第5条第3項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更したときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
- (4) 第10条の規定に違反して、届出を怠ったときは、金1,057,354円（保証金の100分の10に相当する額）
- (5) 第11条第1項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本基本協定により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
- (6) 第12条第1項の規定に違反して、報告及び資料の提出の求めに応じなかったときは、金1,057,354円（保証金の100分の10に相当する額）

2 前項の違約金は、第18条の損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

(基本協定の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除することができる。

- (1) 募集要項第7章に定める欠格事由
- (2) 第5条第1項の規定に違反して、提案事業を実施しなかったとき
- (3) 第5条第3項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更したとき
- (4) 第11条第1項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本基本協定により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき
- (5) 監督官庁から営業の許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
- (6) 乙が振出し、又は裏書をした手形又は小切手の不渡りがあったとき
- (7) 乙の財産に関し、仮差押え、仮処分その他の保全処分を受けたとき
- (8) 企業担保法（昭和33年法律第106号）に基づく企業担保権の実行の申立てがあったとき
- (9) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく滞納処分又はこの例による滞納処分を受けたとき
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
- (13) 会社が解散したとき又は裁判所から会社の解散を命ぜられたとき
- (14) 前各号のほか、本基本協定を継続しがたい重大な過失又は背信行為をしたとき

【グループで応募する場合】2 乙のうち前項各号のいずれかに該当することに帰責性のある者の地位を乙のうち他の者又は第三者が引き継ぐ旨の申請があり、これにより本基本協定に定める乙の義務の履行が可能になると甲が合理的に認める場合は、甲は、当該申請を承認し、本基本協定を継続することができる。

(暴力団関係事業者の排除)

第16条 甲は、乙が「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等及び愛知県警察本部長が締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年名古屋市19財管第253号）に基づく排除措置の対象となる法人等となったときは、本基本協定を解除する。

(基本協定の失効)

第17条 天災地変その他甲及び乙いずれにも責を帰することのできない事由により、本件土地が使用できなくなり、又は本基本協定を継続することができない事態になったときは、本基本協定は直ちに失効する。

2 前項により本基本協定が失効したときは、甲及び乙は、当該失効に関して相互に損害賠償を請求することができない。

(損害賠償)

第18条 甲及び乙は、本基本協定に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(基本協定締結の費用)

第19条 印紙税その他本基本協定の締結に必要な費用は、すべて乙が負担しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 本基本協定に定めのない事項又は本基本協定に関して疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第21条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本基本協定に係る一切の紛争に関する第一審の管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とする。

本基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

乙 ○○○
○○○
○○○

【グループで応募する場合は、構成員の全員が記名押印する。】

別記1

本件土地

所在・地番	地目	面積	土地所有者
名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	9,210㎡	名古屋港管理組合

- ・本件土地の位置は、別紙1の本件土地位置図に示すとおり。
- ・本件土地の形状は、別紙2の本件土地現況図に示すとおり。

別紙1 本件土地位置図【募集要項別紙1と同じにつき、添付省略。】

別紙2 本件土地現況図【募集要項別紙3と同じにつき、添付省略。】

別紙3 「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約書(案)」【募集要項別紙12と同じ。】

・【 】は注釈につき、削除します。

金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月〇日付で甲及び〇〇〇【基本協定の当事者】が締結した「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）に定めるところに従い、名古屋港管理組合が所有し、甲が同組合から借り受ける別記1に記載の土地（以下「本件土地」という。）について、次の条項により、甲を貸付人、乙を借受人とする「金城ふ頭駅前用地の暫定的活用に関する土地一時使用契約」（以下「本件契約」という。）を締結する。

（信義誠実等）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 甲及び乙は、法令を遵守し本件契約を履行しなければならない。

3 乙は、本件土地が公有財産であることを常に考慮し、本件土地を適正に使用しなければならない。

（用途等）

第2条 乙は、本件土地を、令和8年4月3日に甲が公告した「金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集」において、〇〇〇【基本協定の当事者】が甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）に記載した事業（以下「提案事業」という。）のために使用しなければならない。

2 乙は、甲の書面による承認を得ないで、提案事業の内容を変更してはならない。

3 乙は、本件土地を次の各号に掲げる用途に供し、又は供させてはならない。

(1) 居住の用途

(2) 政治的又は宗教的な用途

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業の用途

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されている者を利する用途など公序良俗に反する用途

(5) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などにより著しく近隣環境を損なうことが予想される用途

(6) その他、甲が公序良俗に反すると合理的に認める用途

4 乙は、本件土地の現状を変更し、又は本件土地に工作物を設置しようとするときは、その設計図を甲に提出し、提案書の内容と齟齬がないことについて、甲の確認を受けなければならない。また、その設計図を名古屋港管理組合に提出し、港湾の管理運営に支障を及ぼすおそれがないことについて、名古屋港管理組合の確認を受けなければならない。

5 甲は、前項の設計図の提出を受けたときは、その翌日から起算して10日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める本市の休日を含まない。）以内に、確認の結果を乙に通知しなければならない。

6 乙は、前項により第4項の設計図と提案書の内容に齟齬がある旨の通知を受けたときは、当該設計図を修正しなければならない。この場合において、前2項の規定を準用する。

7 乙は、令和〇年〇月〇日【提案書に記載したスケジュールを踏まえて、甲及び乙が協議して定める。】までに、本件土地の活用を開始して一般の利用に供しなければならない。

8 乙は、本件土地の工事に着手しようとするときは、工事着手届を甲に提出しなければならない。また、乙は、本件土地の工事が完了したときは、工事完了届を甲に提出しなければならない。

9 乙は、本件土地の現状を変更し、又は本件土地に工作物を設置したときは、その竣工図及び写真を甲及び名古屋港管理組合に提出しなければならない。

（一時使用期間）

第3条 本件土地の一時使用期間は、令和〇年（西暦〇〇〇〇年）〇月〇日【提案書に記載した期日】から令和13年（西暦2031年）3月31日までとする。

2 本件契約の更新は、提案事業の実施の状況を踏まえて甲が必要と認める場合を除き、行わない。

（一時使用料）

第4条 本件土地の一時使用料は、月額金1,762,257円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金49,197円）とする。

- 一時使用期間に日数が1か月に満たない月がある場合は、その月の一時使用料は、1か月を30日として日割で計算するものとし、円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 乙は、前2項の一時使用料を、甲の発行する納入通知書により、下表の期限までに納付しなければならない。

期間	期限
4月～6月分	4月末日
7月～9月分	7月末日
10月～12月分	10月末日
1月～3月分	1月末日

- 甲は、法令の改廃により一時使用料に消費税その他の名目のいかなを問わず消費税がなされるに至ったときは、一時使用料に法令に基づく課税額を加算して、乙に請求することができる。
- 既納の一時使用料のうち未経過分は、甲の都合により本件契約を解除したとき又は甲が乙の責めに帰することのできない事由があると認めたとときのほかは、これを還付しない。
- 一時使用料の改定は、行わない。

（延滞金）

第5条 乙は、前条第3項の期限までに一時使用料を納付しないときは、当該期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に定める方法により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第6条 乙が第4条の一時使用料及び前条の延滞金を納付すべき場合において、納付された金額がこれらの合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

（財務調査等）

- 甲は、一時使用期間中いつでも、乙に対し、財務諸表の提出を求めることができる。
- 甲は、乙が第4条第3項の期限までに一時使用料を納付しないときは、乙の資産状況の調査を求めることができる。
- 乙は、前2項の甲の求めに対し、誠意を持って対応しなければならない。
- 第2項の場合において、乙は、甲が本件契約と同種の契約を乙との間で締結している国又は地方公共団体と、乙の債務の支払状況を相互に取得及び提供することについて、予め同意する。
- 甲は、第1項及び第2項により知り得た情報を第16条の規定に従って取り扱わなければならない。

（保証金）

第8条 本件契約の保証金は、金10,573,542円（月額一時使用料の6か月分）とする。

- 乙は、前項の保証金を、甲の発行する納付書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。
- 甲は、本件契約の終了に伴い、契約条項に違反等がないときは、乙の請求により、保証金の全額を返還する。ただし、本件契約に基づいて生じた乙の債務で未払いのものがあるときは、甲は、未払い債務額を差し引いた残額を返還し、差し引いた金額の内訳を乙に明示する。
- 前項の場合において、返還すべき保証金には利息を付さない。
- 乙は、保証金をもって、本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求することができない。

（契約不適合責任）

第9条 乙は、本件契約を締結した後、本件土地が種類、品質又は数量に関して本件契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、甲に対し、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、一時使用料の減免の請求又は損害賠償等の請求をすることができない。

（土壌汚染）

第10条 乙は、甲が本件土地の土壌汚染状況調査をしておらず、汚染土壌の存否が不明であることを

理解している。

- 2 乙は、本件土地の形質を変更するときは、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）の規定に従い、自らの責任及び費用負担において、必要な調査及び届出を行い、土壌を運搬及び処分しなければならない。

（地中障害物）

第11条 乙は、甲が本件土地の地中に、工作物を設置するについて支障となる質及び量の異物が存在するかどうかを調査しておらず、その存否は不明であることを理解している。

（届出事項）

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の本店所在地、商号又は代表者等の重要事項について変更があったとき
- (2) 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により乙の地位について変動があったとき

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、本件土地を第三者に転貸してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承認を得ないで、本件契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- 3 前項の場合において、甲は、同項に規定する行為（以下「譲渡等」という。）の相手方が提案事業の全部若しくは一部を実施する目的を有しないと客観的に認められるときは、承認しない。
- 4 第2項の場合において、乙が甲の書面による承認を得て、譲渡等をするときは、乙は、本件契約のうち当該譲渡等の対象となる部分について、当該第三者に対し、乙の甲に対する一切の権利義務の譲渡等をしなければならない。
- 5 第2項の場合において、甲は、当該第三者が甲に対し、本件契約のうち当該譲渡等の対象となる部分について、乙の甲に対する一切の権利義務の譲渡等を受けることを書面により表明及び保証しなければ、承認しない。

（物件保全等）

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件土地を維持保全しなければならない。

- 2 前項の維持保全に要する費用は、すべて乙の負担とし、乙は、甲に対し、その償還等を請求することができない。
- 3 乙は、悪臭・騒音・振動・土壌汚染などにより近隣の事業者等に迷惑をかけ、又は近隣の事業者等に損害を及ぼす行為をしてはならない。また、工事の施工にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年国土交通省告示第496号）を遵守しなければならない。
- 4 乙は、近隣の事業者等から苦情又は要望等があったときは、速やかに、自己の責任において解決しなければならない。

（土地の使用状況等の調査）

第15条 乙は、甲又は名古屋港管理組合が本件土地の使用状況及び提案事業の実施状況に関して、合理的な範囲で、報告、資料の提出及び実地調査を求めたときは、これに応じなければならない。

- 2 甲は、前項により知り得た情報を次条の規定に従って取り扱わなければならない。

（秘密保持）

第16条 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ないで、提案事業及び本件契約に関して知り得た相手方に関する情報のうち相手方が秘密である旨を明示して開示した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 相手方が開示する前に自ら保有していたもの
- (2) 相手方が開示する前に公知であったもの
- (3) 相手方が開示した後、自らの責めによらないで公知となったもの

- (4)相手方と無関係に独自に創出したもの
 - (5)相手方が開示した後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、弁護士、公認会計士その他法令上守秘義務を負う者に提案事業に関して相談又は依頼をするときは、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令上又は官公署の命令等により秘密情報の開示を要請されたときは、当該要請の範囲で、秘密情報を開示することができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、甲は、名古屋市議会その他提案事業に関して権限を有する機関に提案事業の進捗状況等を説明する必要があるときは、乙の承認を得て、必要な範囲で、秘密情報を開示することができる。この場合において、乙は、合理的な理由なく当該承認を拒絶してはならない。

(違約金)

- 第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を違約金として甲に納付しなければならない。
- (1)第2条第3項の規定に違反して、本件土地を同条同項各号に掲げる用途に供し、又は供させたときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
 - (2)第2条第4項の規定に違反して、甲の確認を受けないで、本件土地の現状を変更し、又は本件土地に工作物を設置したときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
 - (3)第2条第7項の規定に違反して、令和〇年〇月〇日までに、本件土地の活用を開始して一般の利用に供しなかったときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
 - (4)第12条の規定に違反して、届出を怠ったときは、金1,057,354円（保証金の100分の10に相当する額）
 - (5)第13条第1項の規定に違反して、本件土地を第三者に転貸したときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
 - (6)第13条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したときは、金3,172,062円（保証金の100分の30に相当する額）
 - (7)第15条第1項の規定に違反して、報告、資料の提出及び実地調査の求めに応じなかったときは、金1,057,354円（保証金の100分の10に相当する額）
- 2 前項の違約金は、第25条の損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、同項各号の事由と同一の事由により基本協定第14条に基づく違約金が甲に納付されたときは、これと重複して違約金を納付することを要しない。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約を解除することができる。
- (1)第2条第3項の規定に違反して、本件土地を同条同項各号に掲げる用途に供し、又は供させたとき
 - (2)第2条第4項の規定に違反して、甲の確認を受けないで、本件土地の現状を変更し、又は本件土地に工作物を設置したとき
 - (3)第2条第7項の規定に違反して、令和〇年〇月〇日までに、本件土地の活用を開始して一般の利用に供しなかったとき
 - (4)第4条の一時使用料の納付を2か月以上怠ったとき
 - (5)第13条第1項の規定に違反して、本件土地を第三者に転貸したとき
 - (6)第13条第2項の規定に違反して、甲の書面による承認を得ないで、本件契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき
 - (7)第14条第1項の規定に違反して、本件土地の維持保全を怠ったために、本件土地を荒廃した状態（雑草及び雑木が繁茂した状態、害虫が大量に発生した状態、廃棄物が散乱した状態を含むが、これらに限られない。）に至らしめたとき
 - (8)第14条第3項の規定に違反し、甲が相当の期間を定めて改善するよう催告したにもかかわらず、これに従わなかったとき
 - (9)監督官庁から営業の許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
 - (10)乙が振出し、又は裏書をした手形又は小切手の不渡りがあったとき
 - (11)乙の財産に関し、仮差押え、仮処分その他の保全処分を受けたとき
 - (12)企業担保法（昭和33年法律第106号）に基づく企業担保権の実行の申立てがあったとき

- (13) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく滞納処分又はこの例による滞納処分を受けたとき
 - (14) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
 - (15) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
 - (16) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしたとき又はその申立てがあったとき
 - (17) 会社が解散したとき又は裁判所から会社の解散を命ぜられたとき
 - (18) 前各号のほか、本件契約を継続しがたい重大な過失又は背信行為をしたとき
- 2 前項に定めるもののほか、甲は、本件土地を公用又は公共用に供するために必要を生じたときは、本件契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙に対し、当該解除により生じた損失を補償しなければならない。
 - 3 甲は、理由のいかんを問わず基本協定が終了したときは、本件契約を解除することができる。

（暴力団関係事業者の排除）

第19条 甲は、乙が「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等及び愛知県警察本部長が締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売却及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年名古屋市19財管第253号）に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「暴力団関係事業者」という。）となったときは、本件契約を解除する。

（一時使用期間内解約）

第20条 乙は、一時使用期間中に、甲に対し、本件契約の解除を申し入れることができる。この場合において、本件契約は、乙の解除申し入れ後6か月を経過したことにより終了する。

- 2 乙は、前項の解除の申し入れ時において、月額一時使用料の6か月分に相当する額を甲に支払うことにより、本件契約を直ちに解除することができる。

（契約の失効）

第21条 天災地変その他甲及び乙いずれにも責を帰することのできない事由により、本件土地が使用できなくなり、又は本件契約を継続することができない事態になったときは、本件契約は直ちに失効する。

- 2 前項により本件契約が失効したときは、甲及び乙は、当該失効に関して相互に損害賠償を請求することができない。

（土地の引渡し）

第22条 甲は、一時使用期間の開始の日に、本件土地を別紙2の本件土地現況図に示す状態にて、乙に引き渡す。

（土地の返還）

第23条 乙は、一時使用期間の満了その他の事由により本件契約が終了したときは、自己の費用をもって、工作物その他乙が本件土地に附属させたものを収去し、本件土地を原状に回復して、更地で甲に返還しなければならない。ただし、本件土地の返還にあたり、甲及び乙が協議して、甲がこれらの存置を認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前項により甲に本件土地を返還するときは、原状に回復した後、直ちに、工作物の基礎その他の地中埋設物を収去したことを証明する工事記録写真を甲に提出したうえで、現地にて甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、乙が第1項の義務を履行しないときは、乙に代わってこれを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、これに要した費用を乙に負担させることができる。
- 4 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が本件土地を返還しないときは、乙は甲に対し、本件契約の終了の日の翌日から本件土地の明渡しの完了の日までの一時使用料に相当する額の使用損害金を支払うほか、甲に損害があるときは、その損害の全額を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）

第24条 乙は、本件土地に投じた有益費及び必要費があっても、これを甲に請求することができない。

(損害賠償)

第25条 甲及び乙は、本件契約に定める義務を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約締結の費用)

第26条 印紙税その他本件契約の締結に必要な費用は、すべて乙が負担しなければならない。

(疑義の決定)

第27条 本件契約に定めのない事項又は本件契約に関して疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第28条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとし、本件契約に係る一切の紛争に関する第一審の管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とする。

本件契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

乙 ○○○
○○○
○○○

別記1

本件土地

所在・地番	地目	面積	土地所有者
名古屋市港区金城ふ頭三丁目2番1の一部	宅地	9,210㎡	名古屋港管理組合

- ・本件土地の位置は、別紙1の本件土地位置図に示すとおり。
- ・本件土地の形状は、別紙2の本件土地現況図に示すとおり。

別紙1 本件土地位置図【募集要項別紙1と同じにつき、添付省略。】

別紙2 本件土地現況図【募集要項別紙3と同じにつき、添付省略。】

参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

令和8年4月3日に公告された金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集に参加します。

参加者

所在地	
商号	
代表者氏名	印
参加方法	単独 ・ グループ (代表法人の商号：)

担当者

所属部署	
役職	
氏名	
電話番号	
電子メール	

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

私は、下記の者を代理人と定め、令和8年4月3日に公告された金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集に関する下記の権限を委任します。

委任者

所在地	
商号	
代表者氏名	印

記

受任者

商号	
所属部署	
役職	
氏名	印

委任する権限

- ・参加申込に関する事項
- ・応募申込に関する事項

委任状保管課： 住宅都市局まちづくり企画部 名港開発振興課	取扱責任者：
-------------------------------------	--------

実績確認書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

参加者

商号	
----	--

実績があるイベント①

名称			
場所			
開催年月日		担当業務	

実績があるイベント②

名称			
所在地			
開催年月日		担当業務	

- ・実績があることを証明する契約書の写し等を添付してください。

財務状況表

応募者

商号	
----	--

項目	○年度	○年度	○年度
売上高			
営業利益			
経常利益			
当期純利益			
営業キャッシュフロー			
投資キャッシュフロー			
財務キャッシュフロー			
流動資産			
固定資産			
流動負債			
固定負債			
純資産			
総資産＝総資本			

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

私は、令和 年 月 日付けで提出した金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集の参加申込書等に虚偽の記載がなく、その募集要項に定める欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

参加者

所在地	
商号	
代表者氏名	印

参加申込書変更届

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

令和 年 月 日付けで提出した金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集の参加申込書
を変更します。

参加者

所在地	
商号	
代表者氏名	印

変更の種別

単独からグループに変更 ・ グループの構成員を変更 ・ グループから単独に変更

グループに加入する法人

商号	
商号	

グループから脱退する法人

商号	
商号	

辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集の参加を辞退します。

参加者

所在地	
商号	
代表者氏名	印

理由

--

応募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

令和8年4月3日に公告された金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集に応募します。

応募者

所在地	
商号	
代表者氏名	印
参加方法	単独 ・ グループ (代表法人の商号：)

担当者

所属部署	
役職	
氏名	
電話番号	
電子メール	

一時使用期間

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

一時使用期間は、次のとおりです。

件名	金城ふ頭駅前用地暫定的活用事業者募集
----	--------------------

一時使用期間

令和 年 (西暦 年) 月 日から 令和13年 (西暦2031年) 3月31日まで
--

- ・始期は、令和8年 (西暦2026年) 12月1日から令和9年 (西暦2027年) 4月1日までの期日を記載してください。

応募者

所在地	
商号	
代表者氏名	印

工事着手届

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

工事に着手したので、届けます。

件名	
工事着手年月日	令和 年 月 日

届出者

所在地	
商号	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

施工者

商号	
担当者氏名	
担当者連絡先	

工事完了届

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

工事を完了したので、届けます。

件名	
工事完了年月日	令和 年 月 日

届出者

所在地	
商号	
代表者氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

施工者

商号	
担当者氏名	
担当者連絡先	